

鳥山義所墓誌銘 江幡通高 (後に出す)

木曾宣公舊里碑 山邨良由

清統紀談下抄 義夫六松碑 平尾眞覺寺觀道

紀三一孝子事 山縣禎 復三香取春平 同上

復軒山田原欽傳 小倉尙齋

長藩史文學部材料 服元喬周南文集序 田眞甫七十壽 海北桂室老八十序

國府系圖序 送三永富昌安游三東都二叙 長門國明倫館記 河野養哲先生傳

海北君毛利文子神道碑 與三服子遷 (太宰純) 與三徳夫一

同天朝部 與三徳夫一 先考周南先生行狀

同醫療部 河野養哲先生傳

同朝鮮聘使部 海北毛利文子神道碑

同政事部 同碑 同齊家部 同碑

同臨終部 同碑 阿川主讓翁毛利君墓表

同火災部 上三國相桂君一

鶴臺遺稿卷之七 田坂君碑陰文 錦溪小田君碑陰文 阪翁墓誌 (時存) 東郊和智君墓誌 法橋河野氏昭業卷引代人

同卷之五 贈三周府令中川子貫二序 贈三東原阪子令三山口二序 桂運平八十壽序

永政新樂府四十首 田岳

卷之六目次

村井喜右衛門事蹟 (周防柳ヶ瀬人) (記載書名) 好生緒言 寛政十一年三月藩の沙汰書 一宵話 出處不明記録 理益隨筆

深浦阿正之事跡一綴 (奥書なし)

岩淵孝婦阿石之事一綴 (奥書) 安政四年八月廿一日使三番三郎抄、藏三諸家、二十一回猛士

岩淵阿石逸事一綴 (奥書なし)

(右三書それらの表紙の書附左の通り)

此三卷

松浦松洞生へ御届渡之事

深浦阿正之事跡

都濃郡孝婦

續々

鳩翁道話三抄録

岩淵孝婦阿石之事

柴田鳩翁講談子武修開書

岩淵阿石逸事

(岩淵阿石逸事の綴りの中には、その家に蔵してある寄題詩歌俳句の作者數十人の名を列記して、これを調査し、吉田秀實の附記がある、左の通り)
右於ニ石方ニ所レ藏之分急遽ニ付不レ能レ寫依ル作者の姓名而已を寫

安政四丁巳七月

吉田秀實

いし・まさ及び先大津とわ三人旌表沙汰に關する意見書

秋御許町貞婦たみ褒賞の沙汰書并橋本大橋建札の文

國基 紀維貞著

撫松園著述目錄

- 歲寒窓放言六卷 同二編六卷 水塩偶筆三卷 同二筆三卷 同三筆三卷 和漢駢事既二卷 同二編二卷
- 和智囊十卷 同二編十卷 新編近世畸人傳三卷 折轍線二卷 蘆蕩筆記四卷 客坐談柄三卷
- 俗語考三卷 俗語源流一卷 達豕錄一卷 撫松園叢書七卷 風灣葦響二卷 山居餘課既一卷
- 護法小品同一卷 梅花昏帳放吟一卷 北錫紀程一卷 寧樂紀行一卷 秋役日記一卷 虞淵詩鈔
- 二卷 同文鈔二卷 風筆鼓瑟一卷 幻華菴家集三卷 同文艸二卷 二詠双判一卷 四判秋二十番自
- 歌合一卷 三判各十五番自歌合一卷 皇朝絕句類苑十六卷 近世秀歌二卷
- 以上三十四部一百零八卷
- 校補真宗法要典據十八卷 本朝僧宝事苑十二卷 歲寒窓左記二卷 同右記二卷 真宗學統圖一卷
- 磯藻屑一卷 反正紀略十四卷 正信偈句題和歌一卷 蚊山竝議一卷 松陰慨談一卷 杞天私言
- 一卷 同言一卷 日群夢一卷 新病談二卷
- 以上十四部五十八卷
- 四朝僧宝事苑反正紀略附錄徹戒小纂玄言考名

魏叔子救荒策

一曰、立義倉、

湯念平先生勸積義穀序曰、民窮日甚、借貸無門、一有天荒、坐而待斃、昔朱文公社會一法、最為盡善、然時詘舉贏、實為難事、宜下師其意而力行之、為積義穀之法、每坊造一木櫃、置本坊神廟、每月朔望、調者、各持義谷少許、或一角、或半斛、或一升、至小斗而止、勿得過多、不願助者、聽隨其意、而因其力、不敢強也、數少而不欲多者、相形則意沮、力輕則可久也、共推二端、謹者、司登記、雖一角半升、必紀其名、以彰好義、推一稍有恒產而素行忠信者、司出入、每朔望、池晚即將貯櫃者登倉、次年春夏、推陳出新、因數多寡、貸與農人、息取加二、小荒則以貸諸貧人、而減其息、必公議而酌行之、若大荒則損以賑困窮、必計衆而均分之、先其老弱之無告、及孝子節婦之貧者、是舉也、專以備荒而利農、他雖公事急需、不得輕移以致耗散、有恃強而索者、衆共持之、不聽則控諸官、庶幾可久行而不廢、夫為數甚少、則人皆樂助、月日積之、歲々行之、斯可無大饑之患矣、噫、省目前飲宴之費、即可甦異日數人之命、減一月雞鶩之粟、即可救他年同類之生、獨何憚而不為哉、

余頃讀魏叔子救荒策、此條所謂、造木櫃、置神廟、可謂獲心之言矣、故抄錄置話後云、丁巳七月十八日、寅識、

清三朝易知錄

北筑 邯山緯伯經 同編
南部 永根鉉元鼎

卷一 太祖高帝努爾哈齊

始祖肇祖原帝都督孟特穆、曾祖興祖直帝都督福滿、

考

顯祖宣帝塔克世、

興祖六子、景祖與五弟築城分居、稱寧古塔貝勒、

太祖弟有

魯·青巴圖魯者、

阿太章京·阿亥章京 獲鄂羅果尼及羅科、乃擢為牛祿額真、統轄三百人、

長

子褚燕台吉、幼弟巴雅喇台吉、

辛丑、上以徠服諸國、編三百人為一牛祿、每牛祿、設額真一、

共三萬人

稱牛祿額真、

五牛祿設一甲喇額真、五甲喇設一固山額真、每固山額真、左右設兩梅勒額真、

中央曰鑲

先是止有黃白藍紅四旗、

至是以四旗鑲之為八、共為八旗、

上自二十五歲起

討諸處、戰無不捷、

攻無不克、惟寧遠城不下、不憚而歸、

太宗皇太極文

設八大臣、八固山 九國家政事、令其身任料理、與諸貝勒偕坐、與聞會議之事、

各二

出獵行師、各領固山兵一行、

九事皆聽稽察、十六大臣、各不令出兵駐防、一切國政、聽其料理、

獄訟聽其審斷、

十六大臣、

同上 出兵駐防、仍差遣、居家則審理、

仍差遣、

例 太宗實錄、百官除授降黜、自甲喇章京以上皆實錄、總兵副將印都司以上皆書、今于太宗則采錄、管部務王貝勒、及議政大臣、于三世祖、則采錄、六部尚書、按兩十六大臣、即左右兩梅勒、兵行一往一法耳、是太宗

萩城諸子詩

雜懷十首

福原清介

(本文批圖点及松陰)

鳴呼今日神州季衰、無他妙計、

壯士之歎、不能已見者、可想

憾更不レ作レ須、

昇平二百有余秋、烈祖遺風今在不、幾國覬覦差二使節、多年行役累諸侯、交通相許素非辱、
 防備未レ張方是憂、若使武威如二昔日、折衝樽俎二護三神州、
 國家徒莫レ恃二恬熙、事抵三土崩一難レ可レ為、海市方開彌利幹、隣交且結鄂羅斯、廟堂縱抱二懷
 柔意、天下猶生二敵愾思、急務當今定何事、章程嚴立固二洪基、
 夷舶屢來煩二幕廷、禍心惟恐在二冥冥、妖氛蔽日沙塵黑、殺氣橫空艸木腥、壯士腰間秋水劍、
 書生案上虎鈴經、所レ爭原是一先耳、深察三事機二謀三未形、
 思昔天朝偉略多、疆場今日定如何、揮毫欲レ上開邊策、橫劍堪レ成出塞歌、極北山川衝二瘴
 霧、秦西海島蹴二鯨波、請看字内分爭勢、惟有英黎與二鄂羅、
 或誅三元使二退三明使、屈三膝外邦二前代無、雄略五州堪二割據、武威千載本傳呼、曾聞神后壯二
 王室、又見豐臣張三霸圖、鑄砲造船精且巧、何難跨レ海制二強胡、
 諸侯今日練二兵頻、軍務更張節制新、野水波寒旗影肅、砂場風捲鼓聲振、將材原養二虎貔士、
 華族久推二門閥臣、打破治平文弱弊、更為三百戰健兒身、
 聞雞起舞慕二英雄、腰下寶刀双白虹、氣似蛟鯢翻跋浪、志如鴻鵠遠摩空、先登斬レ首吾

取乳五兒圖一來、欲壁、於君家

已聞其韻、然淚下、

(門人馬島甫仙の寫取にはこの詩が除いてある)

家事、酣戰投身乃祖風、養育恩深十三世、吾家祿仕、已因何表得寸心忠、
 久客歸來臥二敝廬、疇曩豪氣未曾除、區區物論忘二榮辱、落落襟懷任二毀譽、鵝筆朝抄蚊脚
 字、鯨燈夜讀蟹行書、傷時憂國豈無策、惟是學優心自舒、
 遊蹤猶未及二荒遐、東走西奔豈足誇、豪骨自嘆空倚劍、壯圖誰許直浮槎、百年齋是乾
 坤客、四海孰非二兄弟家、交接須同三全世界、邦人畢竟井中蛙、
 爾來大政望二興隆、惟在二風雲際會中、肉食鄙夫難二與議、巧言佞者莫二相同、設施時務尙二康
 濟、沿革舊章應二變通、賈氏新書陸家議、披看千古感無窮、
 中秋 甲寅秋日罷戌歸 經三京師二作、中村道太郎
 幾樓賞月競二杯盤、孤客倚欄獨慨歎、宮闕災餘秋艸冷、君王今夜作二何看、
 贈三述太二處三流時作、丙辰十月、出獄 吉村善作
 荆棘隙光空七年、冰心磨厲泣三前愆、金鷄呼到三清霜曉、復踏二波濤一獨自憐、
 絕命詩 甲寅、沒三於 江戶邸舍、白井九郎右衛門
 長劍曾提東海隈、先鋒隊裏欲二爭魁、豈圖今夕病三風疾、素志未レ灰身先灰、
 挽三金子重輔、丁巳 此首已收三冤魂慰草、久坂玄瑞
 聞汝奇男子、布衣為二國憂、風濤漂二葦、囹圄繫二孤囚、成敗何須問、忠誠本自酬、恨

他無半面、泉下路悠悠、

丁巳偶作

同

鳳城雞唱太平春、佩玉鏘金車馬塵、萬里江山王氣簇、鶯花豈敢付胡人、

松陰曰、玄瑞今年十八、而長篇大作、往往有可觀者、則其前途固不可量、今暫錄此一絕、以

待七日云、

送三月性應召入京

周布政之助

教誨由來托法門、況逢夷舶獻妖言、白毫排擊耶蘇說、大喝呼回日本魂、未用三千戈能

止禍、先欣口舌剪其根、帝京到日天花雨、滋潤神州萬化源、

贈外舅杉氏甲寅役江戶邸

小田村伊之助

二十六年羈旅身、雲蹤萍跡幾沈淪、自嗔輸與林鳩拙、剩併妻兒托外人、

偶懷

同

國是從來倒又顛、道傍築室議頻迂、世間多少講兵者、誰也能暗始計篇、

贈像月性丁巳

須佐 益田丹下

神州一致計三边防、何厭百蠻凌大洋、兵制練來兎烏合、人心得處固金湯、緩禁航海漸開

眼、枉法和我更斷腸、常將慷慨論時勢、任他衆口我爲狂、

削去 (松陰)

(馬島の寫取にはこの詩が除いてある)

初春偶作丁巳

中村道太郎

敎文起草未全成、要令朽枯再向榮、研墨尙留半池凍、春光已自筆端生、

松陰曰、道太時為當職所筆者、分管大敎事、

寄題酒家前田氏清香萬斛亭、酒名玉川、家近梅溪、

同

梅花溪水淨無塵、流作君家滿瓮醇、万斛清香斟不盡、和風長占玉川春、

在京、送松洞邊鄉丙辰三月

山根文之丞

鴨河水綠柳垂灣、嵐峽雲紅花滿山、獨傲天涯北飛雁、京城容易背春還、

病中有作丙辰相戌

小田村伊之助

丈夫本分郊原死、臥榻敢為懷土情、時穩身無創痍嘆、愧將針刺付醫生、

巡郡時爲三德地代官

山田宇右衛門

撫存自警用疎、巡視何嫌行步徐、却恐農夫頻拜跪、苦教村長促耕鋤、

此中雖地僻、古俗喜猶存、溪上纔通徑、山間尽作村、艸根多藥物、楮圃接茶園

土產真民益、告諭不厭煩、

解嘲

土屋彌之助

青樓薄倖任人尤、孰識此中有隱憂、小杜苦論燕代日、夢魂何敢到揚州、

七册ノ外二十一回叢書

一七九

甲寅秋、江戸作

風動梧桐雨數鳴、燈前一夜泣吞聲、愛親愛友且憂國、二十年來大不平、
松陰曰、松如文士、於詩自言、非其所長、然時而言、乃能流暢如斯、

辛亥晚冬中七、不寐、感懷

村田清風

勿喚勿嘲唐樂天、耽詩嗜酒送殘年、太公元是疲垂釣、諸葛由來苦力田、憂國懷人
都入夢、遊花玩月亦為烟、將言不語寒燈下、歌斷魏曹伏櫪篇、

松陰曰、松齋翁、俊傑之流、時或作詩文、然非詩文人也、

周布政之助

看分秋

官穀貸民降種來、農功五月始分栽、熙寧新法何迂闊、却是青苗欲息財、

松陰曰、藩制貸種收息、自古而然、周布時為先大津代官、

讀書有感

富永彌兵衛

食粟曹交甚可慙、囚窓書淫日空耽、胸中磊落誰能積、天上榮枯我敢談、非鑽非熊如木

偶、於名於利似烟嵐、居常却是難消事、欲向鄰翁問苦甘、

燈滅

同

魚燈薄劣不成明、萬籟宵深一斂鳴、頭斷場邊殊寂寞、啾啾鬼哭雨餘聲、

此首可削、
(馬島の寫取には除いてある)

拋鏡

同

拋鏡長吁淚自垂、滿腔雷霆欲驚誰、蒼黃面色鬚鬢髮、只有書声似旧時、

放吟

同

擊膝燈前歌欲狂、數行悲淚滴衣裳、名傳青史寧為慊、骨曝黃沙始有香、

讀國史

同

難波春色万家烟、粧點櫻花勝地妍、休道漢文多美德、三年賜租獨吾天、

松陰曰、有隣余獄友也、平生好詩、制作甚盛、長篇巨章、贅牙搨揆、往往不可讀、今特錄其四

絕、有隣之詩、固不止此也、

再疊前韻答松洞才子見贈

久富輓齊信

野性從來甘鄙拙、詩唯言志不求工、瓦壺宜醉南軒月、木枕供眠北牖風、身事漸忘無

得失、世塗何問有窮通、一生陋巷存真樂、富貴浮雲付夢中、

偶作

松浦松洞

此身何物遍天恩、豈忍含毫入九原、夷舶近年牀欲剝、沙場須震大和魂、

江山圖就淚沾巾、身是扶桑國裡人、義骨沒沙千古事、丹青自耻碎精神、

得家書

同

爺勉_ニ勳功_ニ孿戒_レ病、 愍_ニ懃_ニ縷々_ニ牘中詞、 半宵不_レ睡還提_レ燭、 更誦_ニ魏風_ニ陟_ニ蛄_ニ詩、

戌舍偶成

同

夷警頻年遠出_レ軍、 廟謨無_ニ策掃_ニ妖氛、 乱沙埋_レ寒蔽_ニ天日、 健鶴蹴_レ波暗_ニ海雲、 蝸角從來互競_レ力、 坤輿何歲能同_レ文、 艤艫安駕_ニ長風_ニ去、 直斬_ニ鯨鯢_ニ奏_ニ偉勳、

戌舍小集分韵

同

螺鼓声休夜已央、 陰雲釀_レ雨沒_ニ星光、 問君功業定何処、 笑指壁間一鉄槍、

宿_ニ龍口、 北條時宗斬_ニ元使杜世忠_ニ処、 慨然賦_レ之、

同

此地會埋虜使頭、 英威千歲護_ニ神州、 旅窓一夜風濤惡、 夢至喜望峰外洲、

次_ニ戌舍偶成韻、 却寄

北條瀨兵衛

東關千里去從_レ軍、 炎日瘴烟帶_ニ海氛、 蛮虜詐謀真鬼蜮、 英雄遺跡自風雲、 豪腸時自成_ニ詩語、

健筆何當_レ艸_ニ檄文、 畢竟兵端生_ニ互市、 壯夫未_レ歎_レ欠_ニ奇勳、

聞_ニ密疏達_ニ閣下、 感激徹_レ骨、 至_レ夜益切、

丁巳後五月二十日

同

萬里深深無_ニ一声、 欲_レ眠不_レ得對_レ天情、 君侯今夜回_レ頭否、 月出先光指_レ月城、

(卷三長藩史料民政部の内)

輝元公御逝去後、御三十五日マテ殉死之御供ニ仕候衆、壹人モ無_レ之ニ付、長井次郎左衛門御存生之内御心安、如_ニ御手廻_ニ被_ニ召仕、別而武邊之事被_ニ聞召、折々江戸向_レ變リタル事聞不_レ申ヤ、孰_レヨリ兇_レ共可_レ仕ナト、不_レ斷被_レ成_ニ御意、何與_ニ御心ヲ被_レ付難、儀_ニ奉_レ存候テ追腹仕候由、
難下恐脱有字、

但、此次郎左衛門子治部右衛門ト申、物頭役等仕候處、其頃當気組ト有_レ之、先ハ健成事ノ申合セ、其人數笠原

庄左衛門、西山六左衛門、小屋神兵衛、出羽治郎左衛門、分限ニモ堅田大安房、或ハ柳澤監物等也、

慶安四辛卯正月六日、御小姓小川兵部少輔就克、信常右京亮就實、山名内膳正就行、祖式主計頭就好、村上監物就

正、五人、於_ニ兵部少輔宅_ニ殉死、
宅堀内、今ノ祖式奎兵衛宅也、

同九日、梨羽頼母助就云殉死、就云家來山本又兵衛追腹、

同十二日、久保五郎右衛門宗久、於_ニ明圓寺_ニ追腹、

宗久有_レ故在_ニ石州_ニ、聞_ニ公之御逝去、即時立歸殉死、別記委細有_レ之、

承應二癸巳七月二日、毛利和泉守光廣卒_ニ于江戸久保町邸、
壽三十八

雲光院殿不山宗安、

家從羽仁三左衛門正堯、井上久右衛門殉死、

萬治元戊戌二月十五日、渡邊吉之允、父四郎右衛門敵松本燒物師山村松菴ヲ、法華寺門前ニテ、吉之允并同宗菴兩人

ニテ討果候、宗菴ハ四郎右衛門弟ニテ、出家ニテ罷在、近年還俗仕、醫者ナト仕居候由、四郎右衛門松菴ニ被レ討候節、吉之允貳歳、今年十七年回忌也、

同七月廿九日、未之下刻、江戸御發駕、九月四日戌下刻、御入城、當御入國之節、三田尻御船場各御迎ニ出候時、香川飛彈守今井上辰五郎家之先祖也當時仁左工門家三田尻都合人御船場罷出、御目見仕候得ハ、御船ヨリ御上リ被レ成候節、御駕籠被レ為レ召御上リ被レ成候故、其時御駕籠御通被レ成候時、御跡ニテ、殿様モ此先キ知レ申候由、高声ニ申シ候、是ヲ直ニ被レ聞召レ只今高声申候者ハ誰ニテ候ヤト御問被レ成候ヘハ、香川飛彈守ト御答申上候、其段御前ヘ申上候ヘハ、御用有レ之候、御茶屋ヘ罷出候ヘト被レ仰付、早速上下ニテ罷出候ヘハ、御前被レ召出ニ先刻於ニ船場ニ高声申候段、如何様之事ニテ候ヤト御尋被レ遊候時、飛彈守其儀ニテ御座候、元就公多治比ヨリ吉田御入城御馬、小早川隆景公筑前御拜領御入部之時モ御船場ヨリ御馬、秀就公御入部之時モ御船場ヨリ御馬ニ被レ為レ召候、是ハ殿様ヲ四民拜ニ出候テ見覺ヘ候為ト承リ申候、只今殿様御駕籠ニテ御上リ被レ成候テハ、御家來其外、殿様御目見不レ仕候故、見覺不レ申何ソノ時御用ニ立不レ申候、右様ニ御馬ニ被レ遊候由承リ申候、然ハ當殿様常々拜ミ申候義無レ之候テハ、何ソノ時御用ニ立事不ニ相成ニヤト存申候由、御答申上候、暫クシテ御意被レ成候ハ、御自身御年若ニテ、ケ様ノ御事ハ、此先多可レ有レ之候間、以後以存寄候事ハ、早速申上候様ニト被レ仰、御相伴ニテ御食被レ遣候由、老人之物語有レ之、

(以下松陰)寅按スルニ、郡奉行ノ故記ヲ家兄ニ問フニ、明曆二年正月ヨリ寛文元年十二月迄、三田尻都合人ハ、波多野源兵衛ナリ、又野山獄ニ在ル時、河野數馬三田尻産井上喜左衛門同上等ニ聞ク、香川ハ今ノ井上仁左衛門ガ家ニテ、万治ノ時

ハ、隱居シテ三田尻ニ居タル由、今桑山西北ビラ大護寺ノ後ニ、井上山アリ、寺ノ前ニ井上ダブアリ、仁井領村ニ井上屋敷アリ、即香川ガ旧跡ニ、又按スルニ、元和元年石州三本松坂崎出羽守家來ノ者召連歸ル時、詳ニ應變部ニ出三田尻都合人香川飛彈守トアリ、夫ヨリ萬治元年ニ至ル迄四十餘年ナレハ、此時隱居シテ三田尻ニ居ルト云説、尤ニキコユ、

丙辰秘録

三月十三日、平竹來話ス、昔シノ筑後殿ノコニ及フ、是時綿服ノ令アリ、筑州嚴ニ是ヲ守ラル、登城スルコトニ、必ス陣僧ヲシテ背ヲ搔シム、遂ニ綿服ニテ風邪ニ感シ、起キズ、大病中、始終繻半ヨリ夜着布團ニ至ルマテ、悉ク木綿ヲ用ラル、時ニ君公此事ヲ聞召、憐ミ給ヒ、特ニ絹ノ夜着布團ヲ給ハリタレト、遂ニ着セラレズ、此一事可_三以見_二其識力_一矣、

○某氏當職ニ請ヒ曰、私モ齡已ニ七十ニナリ候間、御役御断申出、退隱仕度由申ケレハ、當職被_レ申ニハ御賞美御詮議モ不_レ遠ニ付、先勤メ候様被_レ申候ヘハ、案シ候テ御答可_二申上_一由答、退キ、子息ニ申候ハ、當職カク_レ被_レ申候ガ、イカ_レ心得候哉、子息曰、夫ハ甚不_レ可_レ然由申候、其人曰、吾亦斯ク思ヒ居候、只汝ヲ試ムルノミ、六月十一日 佐々木龜之助ノ

平賀比丘尼ヲ究ラル、其、色々ニ詰問セラルレ共、白狀セズ、時ニ御目附御究方列坐、盜賊改方中嶋九郎兵衛モ亦席ニアリ、九郎兵衛云ク、此者必ツ罪人ニアラズ、御下ケ被_レ成可_レ然クト申ス、列坐皆是ニ同シ、比丘尼ヲ下ラシム、尼立去ル時、中嶋呼返シテ云ク、汝固ヨリ無罪ナリ、何カ故ニ齒ヲ脱キ去リ相貌ヲ換ル_レヲスルヤ、其由ヲ白狀スヘシ、尼是ニ於テ流涕罪ニ伏ス、蓋シ尼初メ方ニ抗辨スル故、姑ラク緩シテ其銳ヲ挫キ、是ヲ制スルニ、

御馬乘内藤新之允作太郎 名家之弟子ニ某ナル者、篤志ノ士ナリ、常ニ早キヲ競テ馬場ヘ赴キシカ、一日御廐ノ馬場ヘ出ルトテ、初夜ヨリ、大下馬ノ芝原ヘ假寐シ居タリ、已ニ内藤モ御廐ヘ赴クトテ其處ヲ通り懸リ、故ラニ足響ヲ潜メテ

過ク、明曉天樹院ノ鐘ニ警_レキ、某飛起、御廐ヘ出シ処、内藤已ニ先ニアリ、因テ其志ヲ試ミン為メニ、昨夜足響ヲ潜メテ過シ_レ共語り、深ク嘆賞ス、夫ヨリ後、某馬場ヘ出ル_レ或ハ遅キ_レアリ共、必ス三鞍以上ヲ乗ラセシト云フ、惣テ古人ハ技藝ノ士ニテモ、師モ弟子モ志篤カリトソ、以上二條、家兄、國司助十郎ニ聞カレシ話、○六月十七日

大和「七兵衛」ノ家、古來ヨリ表ノ疊ハ備後表ヲ用ユ、其外盡ク七嶋表ヲ用ヒシナリ、七兵衛今ハ隱居ス家督セシト、疊ノ表替ヲシテ、居間ヘ備後表ヲ用ヒタリ、一同輩登城ノ節、七兵衛ニ謂テ云ク、君ノ家ノ古格ハ、今ハ徒法ニナリシ、惜シムヘキ_レト云タリ、七兵衛言下ニ發悟シ、家ニ還リ、悉ク備後表ヲ破リ去リ、七嶋表トス、今ニ至ル_レ然_レリト云、佐々木龜其祖兵衛翁ニキクヨシ、六月十七日

清光寺ノ隱居、惡僧ニテ罪廢シ居ル、大赦ノ時、其例ニ入レントノ議ニテ、已ニ公臺御伺モ濟タレ共、御加判藏主殿刑部殿不同意ニテ、遂ニ再詮議ニテ伺替、赦例ニ入ラズ、是時國相隱岐殿、清光寺ノ親類ナリ、且又行相口羽衛士、賄賂ヲ受タルノ間アルヲ以テナリ、八月三日録 玉叔人ノ話

有吉十之允ハ、足輕ニテ學問ノ師範セシガ、吾ガ父叔皆是ニ從テ業ヲ請玉ヘリ、父叔常ニ云フ、當時士気朴实恭敬ニテ、仮初ニモ有吉ヲ先生アナタニコナタニト崇メタリ、未タ曾テ倨傲不遜、我士ナリ、大身ナリト自重スル者ハナカリシ、今ヲ距ル_レ僅々三十年前ノ事ナリ、而メ今ノ風俗トハ、大ニ異ナリ、是皆士風ノ衰ニテ、此衰ノ根元ハ、明倫館御引立_レ起れり、竊カニ吾ガ目撃スル処ヲ以テスルニ、新館御興隆已來、士風ノ衰ル_レ又幾等ソヤ、悲夫々々、月日、是ハ父叔ノ常談ヲ録シ置ヌ、

道化狂畫考

此狂画ハ何者の作なるや詳あらざれども、つらく其画意記号の趣を考ふるに、是必一時座興の爲ヨ巧ミ出せるもの
 に入らず、今時、やん事なき御方々を、如此ものせる事、深き子細あるへし、誠ヨ其画を観るヨ、本印とあるハ、
 恐多も 將軍家薨去あらせらましハ浮説の如く、姦人毒劑を進め奉りし其陰謀張本の人々、又是を見顯したる忠貞の
 人々をも、画像并に記号の趣に見せて、世上に流布さるる深謀より、巧ミ出たるものおれば、其心構して觀るへ
 きもの取重、今試ヨ此画浅作り出たる者の意浅解き、扱其後ヨ作者の姦謀を論せん、

本印である圖ハ、恐多も此頃薨去遊されたる 將軍家の御事にて、其薨去の事、毒劑よよると申意を、生あるら鮓を
 煮殺ヨ警へた重、勿体をし、

峯印ハ御実母君の御驚嘆比有様あるへし、

西印であるハ西丸宰相君の御事まで、此君まで四海太平を唱へ、御世ハ萬々歳目出度といふ意まで、二の龜浅添へ
 扇の如く未廣かり、壽く御榮遊さるへきと云ふ意あるるし、

田安印ハ水戸老侯の御陰謀を見顯し、莫大の御忠節あるは、御後見被命た重と云ふ意あるるし、

井伊印ハ雷の如き威勢にて、姦人浅捕へ、西城第一の忠臣也と云ふ意まで、彼陰謀を打破りたる事、偏ヨ此人の威力
 よよるを警へた重、

間部・西尾の兩印、太田印ハ彼陰謀を探重、陰伏して西印を守護せる事、山田比稻を田守の小屋に伏し隠れて猪糠を
 防る如く、太田印ハ田島ヨ來るむら雀をかすの恐を如く、陰謀の人々をおとしたる有様浅写したるものから
 ん、

福井印・石河印ハ水印・尾印に同意して、櫛仙院に密計を授け、本印に毒劑を進めた重と云ふ警なるるし、あら勿體を
 此画意あらせや、

志賀印・本郷印ハ福井印と同意の趣を圖し、當時世上ハ風説させたる如く、志賀ハ腹切りて返忠を重と云ふ事を信用
 させんる爲ヨ、櫛仙院を迎へたる人々の使ひした重と云意まで、本郷印減録の罪も亦此故な重と云ふ事取るへし、
 水印は鼠の如く伏し隠れて、陰謀の張本おれ重も、田安印ヨ其尻尾を捕へら重、陰惡悉く露顯せし重云ふ意ある、其
 第一の腹心なる尾張印も、陰謀の顯れたるヨ動轉したる趣を、夜中大鼠を捕らふる其騒きに、行燈も踏覆したるヨ警
 へた重、

奥女岡妹印ヨ其事跡未詳あらざれば、考ふるべき様を重共、此画の趣までハ、櫛仙院の妹まで、其兄ヨ同意して、
 姦計の事ハあつありし浅、井伊印ヨ見顯ハされ、其姦惡の綻とハなりた重云ふ意取るへし、尙見ん人能く考ふる
 し、

堀田印・上田印ハ是亦彼陰謀にくミせし事の今顯れ、大に驚たる有様ならん、

以上画意を解く、

是より前の考へハ、画像の趣よりて、此画浅巧ミ出たる人の意を解きたる説な重、扱又此画巧ミたる曲者の陰謀

を見破りたる説談誌して、其説のあつるあつらさるる、見る人の評あるを、

先年墨夷浦賀に入津して、兵威を含み、國法を蔑如し、江戸内海に乗入り、推て書簡を渡せし以來、政府の人々、姑息苟且を旨とし、御大法淺破り、古より例しなき國辱を受、一時の權宜と唱へたれども、追々國法崩れ、此節に至りては、御先代より嚴重に立置れたる切支丹宗改の繪踏をさへも、夷人の為を廢し、邪宗教諭場をも開くべき時勢に移り、若切支丹は歸依せる御國人ゆらは、其刑法に如何あるべきかど云ふ應接迄あるに至る、若し其歸依せる御國人を是迄の如く磔罪を行ふへしと云ふ、我の正法は歸依せる者を、右様ある取扱はては、外國一統不承知にて、無レ據兵端を開くに至るをいと云ふ事勿論にて、又是を其儘差置時、天正の頃波羅多伽兒國の夷人南蛮より渡り來て、切支丹の邪宗を廣めたる時の如く、又明末清季の此頃、彼南京辺にて歸法の者も多く金銀を與へて引入し如く、邪宗歸依の者も、毎年金銀を與へて入宗せしめ、官府の機密より、諸國の人口物産人情の動靜要害城塞の地に至るまで、兇邪の者に金銀を與へて是を探らしむれば、我國中の機密漏まざる事取し、其時を計り内亂を生せしめ、所々築きたる商館より起り立ち邪宗に染またる御國人を以て、我國を攻取らんや巧まると陰謀、今稍其本心顯れぬれ普通の人も、これと驚く時勢にて、政府宿意の如く、和議を建んとせられ、京都より諸藩に至るまで、御不同意の方々多くして、進退なき難き形勢なれば、勅命をも不用して、六月十七日私に條約調印相渡す、廿一日の表向あり、果して水戸・尾張・越前の方々より、國家存亡の御大事なれば正議起り、同廿四五日の頃既に持あぐまたる折あら、同月廿九日 京都より今般調印之義二付、三家并ニ大老之内、被レ為レ召候との御達し、七月初江戸府に達し、三家

々門の方々、最早制し難き勢ひなれば、姦黨從來の陰惡露顯すべき趣にて、其進退きままりし故、水戸・尾張・越前よりして正議の方、徳川家の御羽翼とも申へき御方々を無道に押籠め、一時の難に遁れたまとも、御親藩といひ、大國高位の御方を罪狀もなく如此取扱ひては、天下の人望を背き、萬人の許さざる所なれば、種々の姦計詭謀を施し、無実の御惡名を流布せしめ、天下の耳目を欺んと、恐多も狂書にまで作し出せる事、口惜き次第ならせや、先頃彦根の侍醫池田愿洞は申含め、其弟佐一郎と申もの八幡に住居せるよしあるを、在江戸の兄愿洞よりの密書と唱へ、恐多も、京都を承久年中の如く遠嶋にも御遷幸を奉るべき趣意を書狀に含ませ、是を流布させ、恐嚇して朝議をさへも動かし奉らんと巧みたる事あるよしあるを、此画も其類ひの姦人とももの所為と見へり、然れば、讃州高松・水野土州等も、此圖中忠義顔は画きたる人々の中は載せざるに如何と云ふは、是は柳營の政府に携さならぬ人なれば、載せざるものと察せらる、今此心得を以て此圖を観る時、水戸・尾張・福井印・石河・本郷印とも皆正議の人々にて、是は反して井伊印・間部印・西尾印は其裏なき、田安印は是迄英明の聞へなくして、九庸の名あり、是はかくゑがく事、御後見したる云分けあり、此御方必九愚の御性質にて、姦人のまゝになる方故、右之如く仕組たるものなるへし、上田・堀田は何故其仲間を除きたりやと云ふは、これに違 勅調印の罪と、是迄外國應接の失錯を、此兩人は負せて暫く引籠らせ、世上の云分けませんと巧み出せるものなるへし、然る此徒の極意とせるは、最早天下の人望を背き、罪責のあれ難多れば、御幼年の西城を挾きて、天下の權を専らにし、一日ありとも其難を遁んと思ふ謀にて、長年英明の御名譽高く人望の歸したる御方あるを差置、かゝる外寇覬覦國家危急の日、尙幼年の

御方を西城ま居へ奉る事、尤人の服せざる第一あれは、西印ま兩龜を添へ、扇に壽の字を書き、世人の信服せん事を謀りしものあらん、恐ろしき巧まならそや、皇國の御安全を願ひ、徳川家御永續を祈り奉る者、豈其姦計茂悪まさらんや、

(以下松陰の文、戊午幽室文稿参照)

右道化狂画考一篇、清末浪士船越清藏所著、雖事近諧、亦可下以究當今鬼蜮之態、且觀其人忠心上矣、聞清藏行年六十、寓居大津、以筆札句讀為餬口資、平居慨然曰、天朝江家萬有大事、是吾死所也、是以遺佚厄窮、不自以為屈、是則清藏而已、臣觀此画、想其人、是以謹上云、

九月十三日

鳥山義所墓誌銘

(作者は江幡五郎、行間上欄假名文、その評は松陰、その他は土屋齋海)

把矩方賓入、將自家託、以爲後段命根、用意大佳、然僕將改日、義所鳥山君沒、吉田矩方自長門、託其親姻來、曰君之名節在天下者、固不待我輩表、顧我之與子同受、知於君、而非文辭以傳、之、則何足以慰我輩思、予也廢爲禁、嚴與世絕、而子大克盡君之平生、則誌銘之任、舍子誰望、予曰諾、君諱云々、尾數句相反、敢候取舍、*僕ハ矢張嘉永癸丑夏六月卜平常置タシ

義所鳥山君沒、吉田矩方自長門以書來、徵銘於予、予也疎謬、夙獲謗一世、而君則大節侃々、名在天下、銘之、予豈其人哉、然予嘗與矩方受知於君、而今矩方以間入夷船、待罪于國、則舍予將誰徵乎、乃誌而銘之、君諱景清、稱新三郎、義所其号、安房人、其先遠出于八幡源公、從新田氏、勤於王家、忠武世声、後輔里見氏、里見氏滅、降在民間、君幼閱家系、嘆曰、吾亦王臣之裔、奈何老於此、乃負笈江都、初學經於一堂東條先生之門、後受兵於環龜加藤翁、常曰、苟不適時務矣、兵猶廢券、況經乎、遂以所得、下帷補坊、年甫廿八矣、閱三五歲、而為嘉永癸丑、米夷俄至、相模、海內騷然、一時激昂、愜慨自喜者、悉來集都下、聞君風、皆莫不願一見聽其議論、日夜來往不絕、而予與矩方先在焉、攘臂竦身、辨難推擊、與之相上下、而君則退然不動、声色於其間、一夜客去、鷄方鳴、君起曰、吾今則可以語矣、更燒燭默坐、以箸畫爐灰、揣摩摘抉、陳時不可、矩方泣、予亦泣、君笑曰、徒泣何為、世間無復橫楫渡江之人乎、因相顧大笑、不知晨氣曠々自燭下一起也、未幾、予遇故北去、矩方猶留、與君益求其急於時者、以為莫若付彼船出彼地而審彼情也、欲決意趨之、君固止以國有常刑、而願望之際、米夷去相摸矣、既而聞其再來、在伊豆、矩方益銳、君泣曰、吾他日必收子首於國門外、然為天下、豈願身哉、愆恩遺之、及矩方就捕、君

改作與二矩方
先時相往來者云
云親友、竊相措
於獄、以資二矩方
此得免二苛責、
或有謂二矩方
狂者、君乃掉
頭、面發赤、曰
事豈有兩銳
哉、深於計國
者、計身必拙
誰居、當今一能
如二矩方狂者、
其方對、吏之日、
從容辨理、務盡
其情、及二矩方
案定、君移、幽
于溝、口氏邸舍、
何如、似加三明
詳、
○接筆帶寫、便有
雋味、
○作、君修幹、少
目、性狷介、少
語言、然談、涉
天下之務、必叩
其蓋、而止、常曰
云々、何如、慄
慄、敢爲、似不
均、

亦坐蒙二譴責、與二矩方而平居相來往者、皆斂斂氣屏息、杳絕二影響、君乃慨然自任、醫家以資二矩方於獄、
去而寓于溝口侯邸舍、當是時、鳥山景清之名、高新三郎ニテハ如何于天下、後二歲、予又來話君、君既罹疾、
咯々然嘔血、見予至、喜曰、子猶有意於時乎、吾則已矣、言益悲憤、予恐其過激長疾、
勸以攝養、君仰屋嘆曰、死而得葬於太平、不亦幸乎、遂以安政丙辰八月廿九日沒、沒時
年三十八、未娶、予經紀含斂、葬之於駒籠吉祥寺、父曰某、健在、母某氏、先君一歲卒、
時君疾漸劇、猶力服、暮喪、誓不近酒肉、著有國喪議一卷、房海私策二卷、桑梓兵賦一卷、節制
畧二卷、皆其在譴中所撰者、君為人眇二目、慷慨敢為、常曰、人誰非王臣、我特傷吾祖不
得志於當時、故今日之事、無一不為天下者、嗚呼予與二矩方、亦嘗以此自期者、今矩方雖事
不成、而其不負平生二則在焉、予也志差事跌、生死兩失其時、談何容易徒期之於他日、視二矩方猶且
愧之、況於君乎、但君固善知予、予安可不銘、銘曰、
死而欲傳于後祀、苟使二事無所耻乎、志雖差而亦可已矣、但君之所期、則異乎此、
當虜絕海之始、君中夜、與二橫、梅渡、江應、是則佳矣、推枕而起、自誓吾不能刺血伏闕以殲彼蠢爾、必橫身其衝、
以報天子、今也徒使三人恃其所恃、安得弗嘆息唏噓、嗚呼繼君志、苟有其人矣、雖二則
死也而未敢死、況有其平生之偉乎、況有其平生之偉乎、
鳥山氏鬱々不得志於世、抱其所得以沒、痛可勝言哉、兄乃以玲瓏透徹之筆、極力描

改作況於誌
方之志也、乃係
銘辭、以散、
行、之、蓋亦步
趨、廬、陵、碑、銘、
雖、有、佳、者、竟
不、滿、人、意、自
韓、碑、脫、胎、再
攷、爲、可、

寫、面目神理學廬陵、而絕無近人平板之病、鳥山氏得之、亦可以長不朽、僕於鳥山氏
亦深辱眷厚、今讀此文、焉得無山陽聞遂之感乎、

丁巳秋九月

蕭海土屋根卿拜讀再批
(萩市松陰神社藏 校合濟)

號外

二十一回叢書

解題并凡例

- 一、「號外二十一回叢書」と、號外の字を冠させた理由は分らぬ、
- 一、原本の大きさは、半紙二つ折形、假綴りで、表紙は半紙、標題文字は他筆、本文は二十行二十格の青野紙、或は二十行無格の青野紙、或は無野の青野紙等種々の用紙である、
- 一、これは總て要目の列記に止めておく、

(委員 安藤紀一)

號外二十一回叢書 (全一冊)

目次

- 史記目錄 前漢書目錄 後漢書目錄 三國志目錄 唐書目錄
- 汪堯峰擬明史列傳目錄
- 和氣清麻呂宣命位記
- 菅家文抄

八種

(萩市松陰神社藏 校合濟)

二十一回叢書拾遺

解題并凡例

- 一、「二十一回叢書拾遺」一の巻表紙の見かへしには、左の書附がある、
叢書之名、先生在獄日所親定、其謂拾遺者、係門人所編次、
- 二、この書三冊ともに大さ半紙二つ折形、表紙は厚紙に濃澁引で、標題は他筆、一の巻と三の巻との表紙の肩に、外史彙材の四字を記して内容の一端を示し、二の巻及び三の巻表紙の見かへしには、左の通りに書附けてある、

(巻の二)

目次
宋元通鑑抄録
仰徳大明神鎮座祭式
紅毛密報 榮太郎所贈
以上三種
庚申四月脊弟士毅装

(巻の三)

目次
彙材
左傳兵戰抄
以上二種
庚申四月 友人士毅整理

- 一、本文の用紙は、一の巻と三の巻とは、全面二十行毎行二十格の朱野紙、二の巻は全面二十行の青野紙で、毎行二十字詰とし、文字は松陰自筆も他筆もある、
- 一、本書中の外史彙材は、別に一書として本全集第八巻に編入してある、その他は總て要項を列記して僅の解説を

加へるに止めた、

(委員 安藤紀一)

二十一回叢書拾遺

一の卷

外史彙材 (第八卷に別出)

二の卷

宋元通鑑抄録 (宋元通鑑奉使抄の草稿と見える)

仰徳大明神鎮座祭式 (仰徳大明神の社を周防に造立の件、并に義倉をその社地に建つる意見書)

紅毛密報 (安政四年二月和蘭領事官より長崎奉行への報知書) (三通、附同年六月下田奉行と合衆國との約定書)

(紅毛密報の跋語及び詩、左の通り)

此一冊、(吉田榮太郎)無逸自江戸ニ写贈、丁巳十一月十三夜、與有隣・賓卿・八十二對讀于村塾、時人去燈地、寒風撃レ戸、使
人拊レ脾慨然、復有ニ功名之念ニ矣、二十一回猛士

半窓霜氣紙婆娑、竹外寒声吹レ月多、洋虜日刊時読去、四人微笑一燈華、

(同じく小國剛藏の詩左の通り)

妖旗交レ海影婆娑、海内英雄事漸多、一死報レ君吾豈後、不堪廟算混レ夷華、

丁巳臘月念三、曉剪燭、錄ニ於晚香堂南窓之下、時四壁寂々、机頭挿ニ一枝之梅ニ耳、

豐所
(小國剛蔵)
源武彝拜賡

三の卷

外史叢材(前卷の續、第八卷参照)

左傳兵戰抄(後出)

左氏兵戰抄

隱公五年、四月鄭人侵ニ衛牧、云云、以三軍二軍ニ其前、云云、制人云云、不レ可ニ以師、

三軍為レ正、制人為レ奇、(二字下レ改行印刷は松陰評、以下同)

同九年、北戎侵レ鄭、云云、大敗ニ戎師、

先餌而致レ之、因以三覆ニ待レ之、

同十一年、秋七月、公會ニ齊侯、云云、莊公奔レ衛、

先登之功、司旗之法、瑕叔盈兼レ之矣、

桓公三年、曲沃武公伐レ翼、云云、驂絰而止、云云、及ニ欒共叔、

千里之堤、潰ニ于蟻穴、是也、

同五年、秋、王以三諸侯ニ伐レ鄭、云云、王亦能軍、

鄭抗ニ主師、其逆極矣、兵戰之抄、特觀ニ其戰略ニ而已、

同六年、楚武王侵レ隨、云云、季梁止レ之、

冒頓匿ニ壯士健馬、與レ此暗合、

同八年、隨少師有レ寵、云云、乃盟而還、

弱生於強、怯生於勇、楚子之謂也、

同十一年、楚屈瑕將盟貳軫、云云、卒盟而還、

楚子元隨季梁、與楚鬬廉所見同、共達其略矣、

同十二年、楚伐絞、云云、為城下之盟而還、

同十三年、楚屈瑕伐羅、云云、莫敖使徇于師曰云云、皆免之、

果如鄧曼所言、楚子秦伯自任其罪、

莊公九年、秋師及齊師云云、是以皆止、

同十年、齊師伐我、云云、夫戰勇氣也、云云、故逐之、

合觀孫子可也、

同年、齊師宋師次于郎、云云、齊師乃還、

宋敗、而齊不得獨留、

同十一年、宋為乘丘之役、故、云云、宋師未陣而薄之、云云、王師敗績于某、

宋襄之時、何不為證之、

同十九年、初鬻拳強諫楚王、云云、不忘納君於善、

同廿七年、晉侯將伐虢、云云、虢公驕、云云、將饑、

是兵本也、

同廿八年、楚令尹子元以車六百乘伐鄭、云云、乃止、

閔公二年、冬十二月狄人伐衛、云云、衛師敗績、云云、大敗諸河、

士蔦之言不特^(不明)人也、鄭以旗勝、衛以旗敗、甚矣旗之為利害也、莊九年、乾時之役、秦子梁以公旗

辟、深知是者也、

同年、衛文公大布之衣云云、乃三百乘、

亦兵本也、

僖公八年、晉里克帥師、云云、虢射曰、云云、復期月、

千古格言、

同十二年、黃人恃諸侯之睦于齊也、云云、滅黃、

不備悔之、滅之本也、

同十五年、壬戌、秦晉戰于韓原、晉戎馬還潯而止、云云、輅秦伯將止之、云云、獲晉侯以歸、

是時乘小駟、鄭入也、慶鄭曰、古者、大事必乘其產、是時秦算多、而晉則無算、然而秦伯之不為禽者幾

希矣、故曰、戰危事也、

同廿七年、冬、楚子及諸侯圍宋、云云、則齊宋免矣、

同廿八年，宋人使門尹般如晉告急，云云，先軫曰云云，以界宋人也，

使宋是一著，我執是一著，即伐曹衛免齊罪也，

同年，晉車七百乘，云云，少長有禮，云云，先犯陳蔡，云云，及癸酉而還，

言部伍有制也，先犯陳蔡，先攻弱者也，

同三十二年，杞子自鄭使告于秦曰，云云，勞師以襲遠，非所聞也，云云，秦師遂東，

後世李靖伐高麗以正，正此意，

同三十三年，春，秦師過周北門，云云，能無敗乎，杞子奔齊，云云，滅滑而還，晉原軫曰，云云，天奉

我也，遂發命云云以歸，晉陽處父侵蔡，云云，楚師亦歸，

文公二年，秦孟明視帥師伐晉，云云，秦師敗績，及彭衙云云，大敗秦師，秦伯猶用孟明視，云云，其

可敵乎，

同三年，秦伯伐晉，云云，封穀尸而還，

同七年，乃背先蔑而立靈公以禦秦師，云云，至于剗首，

同十二年，秦為令狐之役，云云，秦伯謂士會曰，云云，交綏，云云，目動而言肆，懼我也，云云，趙穿當

軍門呼曰，云云，秦師夜還，

晉士會，七年奔秦，秦伯用之，宜其得敵情矣，晉諸將老成，故能不敗，不然，為一趙穿誤矣，孫子

所謂，穿終誤機，然晉未所損，尚可，

同十六年，楚大饑，云云，我能往，寇亦能往，不如伐庸，云云，師叔曰，不可，云云，遂滅庸，

千古絕妙，師叔之策，利導之說也，

宣公十二年，其君之戎云云，不可謂無備，楚子為乘廣云云，日入而說，乙卯云云，遂出陳，遂疾進師，

云云，終夜有聲，

同十四年，宋殺楚使者申舟，云云，楚子圍宋，

成公二年，春，齊侯伐我北鄙，云云，及巢丘，齊高固入晉師，云云，三周華不注，逢丑父與公易位，云

云，不能推車而及，

同九年，楚師圍莒，云云，無備也夫，

同十六年，鄭子罕伐宋，云云，三日穀，

襄公十年，晉荀偃士勾伐偃陽，云云，弗克，

同十八年，齊侯登巫山，云云，齊師夜遁，

昭公元年，晉中行穆子敗無終云云，大敗之，

同十九年，楚子為舟師以伐濮，初莒有婦人，云云，齊師入紀，

同廿一年，冬十月華登以吳師救華氏，云云，敗華氏于新里，

去レ備猶ニ爾久榮用レ棍而戰、

同廿三年、 吳人伐ニ州來、云云、 楚師大奔、

同廿四年、 楚子為ニ舟師、以略ニ吳疆、

同三十年、 吳子問ニ於伍員、曰、云云、 楚於レ是乎始病、

定公四年、 十一月庚午、云云、 五戰及レ郢、

同五年、 申包胥以ニ秦師、至、云云、 敗ニ夫槩于沂、

同十四年、 吳伐レ越、云云、 越子因而伐レ之、大敗レ之、

哀公十七年、 越子伐レ吳、云云、 遂敗レ之、

(萩市松陰神社藏 校合濟㊞)

叢書

解題并凡例

一、「叢書」の原本は、大さ半紙二つ折形、表紙は厚紙澁引で、刷毛目を見せ、標題は他筆、本文は無野紙に、松陰自筆も他筆もある、

一、卷の二の長沼流兵學誓詞は、全文を採録し、松陰書翰は本全集書簡篇に移し、その他は要目を列記して、僅の解説を加へた、

(委員 安藤紀一)

一ノ上

大殿様御書附 殿様御書附

(末尾の書附) 右文政七申七月齊熙公齊元公御書付之寫

天保十三年九月儒家の心得長幼講釋日會日出席の事等 (合達書)

習練御獵觸寫并御備附 (末尾書附) 天保十五甲辰十二月調之、 杉氏藏

御意之旨覺 (高百石ニ付拾三石掛御馳走の件)

天保十五年十二月知行入質借金差留 (合達書)

毛利甲斐守様御旅館前の心得 (合達)

劍槍修行者旅宿ニ罷越候儀差留 (合達)

明倫館出勤獎勵 (合達)

忌中御免自然と恩愛之情疎相成云云 (合達)

嘉永三戌六月朔日二日萩諸郡共洪水ニ付御直書其外

馬具之儀結構を被_レ禁云云加籠調仕法被_二相定_一云云 (合達) 嘉永七寅二月

於鶴江臺遠響打揚出張 (合達)

半知之出米中公内借道付(合達)

一ノ下

上杉公(紀平洲)如來先生へ御書簡

嘉永六年七月勢州桑名侯御獻策

同時肥前佐賀侯御獻策

嘉永六丑年大坂御奉行へ被_レ仰聞_一諭書

羽倉簡堂私擬_レ諭_二墨使_一書(書後書附) 甲寅六月廿四日、寫_二於見山樓塾中_一(他筆)

安政元年正月田上由準建議書(藩政府へ呈出)

嘉永六年十二月同人建議書

二

天保八酉三月大鹽平八郎攝河泉播村々に觸書(書尾書附) 嘉永元祀五月念七吉田大次郎

五島松前二氏ニ築城幕令書其外

子七月水戸表高田_ノ土浦表何某_ニ之文通書拔之寫

安政二卯年
江戸表大變ニ付死傷人數救米等の事(書尾書附) 右十月廿二日申來候

山代須川村農兵右衛門女さん獻金申出書并預金申出書 戊四月

奥阿武郡御算用方生田虎助所_レ草(郡内狀況書)

生田虎助の勤功に關し蜷川四郎右衛門より申出書

安政二年中藩内雜事記錄

圍穀の事

兵糧餅製法(書尾書附) 弘化丁未冬(山田亦介)日含章齋主人誌

文武出精風俗矯正禮讓儉約緩みなく幼弱之族成立肝要云云(合達)

腰刀寸尺

筱崎弼賀_ニ長州公有_ニ府朝褒賜_一詩

葛原詩話卷三抄錄

皇國州名歌 市川米菴

食祿箴 賴杏坪(書尾書附) 文政甲申夏日 杏翁

弘化改元詔 十二月二日

長沼流兵學誓詞(文は後に出す)

嘉永六年七月二十八日松陰書翰文 同年八月八日書翰文 (孰れも家兄宛、別出書簡篇参照)

應接一件聞書 安政元年

亞墨利加船より差出書に對し薩摩侯の意見書 嘉永六年十月廿九日

北亞墨利加に御返翰之大意 (書尾書附) 嘉永七寅彌生寫取申候

兵學誓詞

一就長沼流兵學修行に相傳之書籍并秘訣詮議之趣縱令雖為父子兄弟及相弟子對下無免許者披閱漏洩仕間敷事

但武前之儀と制外之事

一他流を毀り己の業を街申間敷事

但講習討論之節彼此折中と非其例

一諸藝修練仕候共必混雜不れ相用當流補翼之者勿論也雖然無益之雜博淺事をして却る失武道之本旨申間敷候事

一看破當流立自己之異見申間敷候事

一師資相承之儀錯亂仕間敷事

一相傳之書籍口訣之覺書等致流轉他人に漏洩不れ仕様兼る可致臨變之覺悟事

右誓詞之條々堅相守違犯仕間敷候依る甘結如レ件

三

諸法度條々

軍役に關し證人所問條 嘉永六年比

癸丑六月久里濱ニる墨夷の差出したる書面

羽倉簡堂私擬論墨使書 (重出)

安政元年松陰に對する處分申渡書并金子重助・佐久間修理等申渡書

御廻狀之寫 安政二年

口羽善九郎・内藤万里助・周布政之助に申渡書 安政二年

震災後江戸藩邸改造の件公文書

投入質町賣券狀捌方問出刎紙の書

太平記俊基東下りの文

牧民忠告解卷之下 尾張樋口好古

通議抄 論勢 論權上中下 論機上中

治心氣先生草稿 戰法論上中下

叢書

(稿後書附) 化丁未四月十八日、夜寫之于松下村塾暗燈之下、時夜已初更、吉田矩方

二二〇

(萩市松陰神社藏 校合濟)

雜集 (甲)
雜集 (乙)

解題并凡例

一、「雜集」は二種あつて異物同名では實際の取扱に不便であるから、今假に甲乙の號を附けて置く、
 一、「雜集」甲乙共に半紙二つ折の大きさ、表紙は普通の半紙で假綴である、本文は物によりて松陰自筆も他筆もある、
 兩書共に要目を掲げ僅の解説を加へておく、

(委員 安藤紀一)

雜集 (甲)

烈婦登波碑 松陰草稿 土屋蕭海批評 (第三卷討賊始末に成稿を載す)

松陰默霖問答 (第五卷芥簡篇参照)

二十一回猛士説 安藝木原慎齋改竄 (第一卷幽囚録参照)

三餘説 同前 (第二卷野山獄文籍参照)

五山堂詩話補遺卷二抄 (長州文物之盛の條、吉井正路、周布簡、湯淺明、信、其子明清、楊井蘭洲、中川好一の詩各數首)

同卷三抄 (長州侯麻卓別墅の條、山縣太華、湯淺明清、宍道芝齋、楊井蘭洲、西、村瑛、内藤盈、八木齋、長府侯蘭齋、中川蕉窗、本莊菊潭の詩各數首)

(萩市松陰神社藏 校合濟[㊞])

雜集 (乙)

杉脩道與弟吉田矩方書 矩方在獄中答語記入 (第五卷書簡篇參照)

岡部富太郎の詩二首、入江杉藏の詩一首

松陰安政五年十一月六日父兄宛永訣書の寫斷片 (第四卷戊午幽室文稿、上家人人玉叔父家大兄書參照)

名臣言行錄抄

王曾

薛奎

以上十月廿七夜

呂夷簡

陳堯佐

晏殊

韓億

杜衍

范仲淹

龐籍

狄青

王禹偁

尹洙

孫甫

陳搏

唐介

趙抃

呂公著

呂希哲

傅堯俞

彭汝

礪

范純仁

王巖叟

范祖禹

劉恕

武家諸法度 天和三年七月廿五日 (表紙書附)

戊申歲 (末尾書附)

家兄伯教所寫焉、

吉田矩方

島原戰亂記事未定稿斷片 (作者不明)

書籍考

據二年契攬要合運 榮太輯

丁巳正月 念八日 (書籍考以下松陰自筆、その次に左の條項がある)

○履仲天皇始置史 ○推古天皇撰憲法 ○元明天皇時、太安麻呂上古事記、敕撰風土記 ○元正天皇時、舍人親

王上三日本紀 (其外續紀、大同類聚方、古語拾遺、姓氏錄より格式、令義解、六國史全部、勅撰歌集等の成れる時代の記載、

近世の群書類從、集古十種等に及ぶ)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

七種之外

二十一回叢書

完

解題并凡例

一、「七種之外二十一回叢書」の七種は、何々を指すかは明には知れぬ、原本は、大さ半紙二つ折形で、澁引刷毛目を見せた厚紙の表紙ある一冊で、本文は有野無野の紙、處々に松陰の朱書訂正があり、武道訓に松陰の跋語ある外は、總て他筆である、

一、本全集では勝間田盛稔文と武道訓とは、全文を採録し、その他は要目を列記して、僅の解説を添へた、

(委員 安藤紀一)

七種之外二十一回叢書 (全二冊)

目次

弘平五郎 (天朝尊崇と藩主奉仕との關係を説きたる書)

(附書紙表書右)

安政戊午歲

弘平五郎著

送ニ太谷士英ニ序 赤川濟

擬レ答ニ墨國一書大意 羽倉簡堂

贈ニ度支川路聖謨一書 (簡堂カ)

七種之外二十一回叢書

隔靴論 鹽谷岩陰

亞米利加使節に對する處置に就て幕府の問に答へた十一月五月兩度の書面(癸丑)(甲寅)
(呈出したるは其藩主である、名不明)

學校問答書(末尾書附) 嘉永五年三月横井時友書

森田謙藏文 學詩堂詩鈔序 與三藤澤東暎一書 復三藤井雨香一書

口羽徳祐家來坂上忠輔、浦靱負家來秋良敦之助、佐世主殿家來土屋彌之助、清水美作家來難波傳兵衛四人行蹟賞美の書下け寫(末尾書附) 右安政五年二月十一日主人々々に御沙汰相成候由

勝間田盛稔文 勝屋馬之丞箴の事 志良數南河(後に掲げる)

武道訓(後に掲げる)

(勝間田盛稔文)

勝屋馬之丞箴の事(戊午幽室文稿古箴記參照)

都濃郡所勤中、當四月十六日、邑回り之節、花岡市より北に入事三里計之山中、須々萬沼の城、古戰場より少し東に相當る山村に住居、舊家の豪農城藤四郎と云者方ニ止宿之節、持傳候由にて、大内の家臣勝屋馬之丞所持せし古き空穗、并是に副たる矢の根一本取出し見せ、且是か記文相認候様とて、達る相望ミ、獨り孤燈に對し、三百餘年之昔想像せられ、折から月下の連枷、野寺の鐘、枕を動かし、淒清に堪へず、夢も結難き餘りに、譜記の儘、又は亭主の物

語をとり、交草案相綴畢れば、雞鳴に相成候、記文中、愚論も相加へ見候所、如何あるへく哉、右勝屋討死の所を、白砂河と云、其程近の所に、居城の址も有之、又菩提所心月院と云古禪刹殘居、其邊殊に幽僻の山中ニある、松蘿古墳を籠め、月のみ無盡の燈を手向る趣に候、勝屋一方の將にて、山崎伊豆守など、一雙の氣概有之者の事故、士民の語り傳へも残り居候、此空穗、竹籠を質にして、癩朴なる物にて、見所もあき様なれ共、利用輕便之素質、當時を觀るに足り、微祿の士にても無之所、古淡の製造可可愛、此一器にて、他の什器も推量られ、感心の事、かくてこそ、執念もなく歸るが如き死も相成にて、當今の花美奢侈にては、或人も論じたる様に、一命よりももの、具のうへに心残り、風雪嶮岨を涉事も、生前是が爲に憂るに至り可申嘆息の事なるへし、上杉謙信の士中村但馬は、張貫の鎧、加藤左馬介嘉明は、革具足にて輕便を主とし、兩人共度々の功名、世の知所にて、且大阪の陣中にて、本田多カは、冑計へ溢染の帷子を着したる事、是亦人口に傳へり、治世に相成、却て花奢高になる事、心得あるへきにや、樂と云ひ樂といふ、鉦鼓をしもいはむや、武といひ武といふも、また思ふへき事ならむ歟、尤此うつ穗に、金紋一ツ附居候由、是ハ最初拾ひしもの賣拂たる由、拙文に相認候様、先年故の久芳安積翁氣附にて、今は花瓶に用ひ、茶席に翫ひ候、血痕をも帶たる歟と見ゆる矢筒に、花を盛換へ、翠葉艶葩をやしなふ器に變し、治亂世を異にしたるとはいへとも、天地間の事、無窮の感慨相催候、乍然彼の何がしが古墳をあばき、あたまの骨をもて酒盃に造りたるとは違ひ、茶室一碗の中に、昇平の君澤を湛へて、永く忘れざるの戒め相見え、翁の手段、奇特成事と思はれ候、抑嚴島にて陶御討果、程なく此沼の城に御取掛り遊はし、遂に及落城一御對城之跡、日の隈と申山ハ、沼の古墟より南の方に巍

然と相仰がれ、沼の古墟は、保禪寺と申禪刹相建居候、回りに湍の埋残り今も有之、さて井堤崎イデサキと申河水、沼の城址より東南の方に流れ、昔の水聲晝夜をすてす残り居ムシ水脈にて、かの城をは水責に遊はし候由、いかにも其形勢于今相見、土民の老翁、何角と語り出、水邊に杖を止めて躊躇し去難く、蜂腰一二首口號せらま候、乍恐御當家様御創業、是より逐々日の昇るか如く被相窺候へハ、此一器、御方様ことりてハ、御吉祥の魁にて、梅花を挿むる花瓶に相革る事も、宿因有し事歟と被考候事、

明和年間歟、御國中之古器物御改被仰付、夫のみ一局被相建、圖籍官庫ニ收候由、御物故に難相窺、此器、或ハ收入ニ洩候哉難計趣有之若洩たるあらんには、楚辭に梅百首に鶯の同遺憾にや、

安政四年秋識

盛稔

漢土吳國に錦帆溪あり、此水邑治を抱て流る、昔吳王の時、樓船簫鼓を載て美人西施と行樂歌舞せし所あり、千餘年を経て、明の袁中郎此所に宰たり、物換り星移りて、猶其水宛然として如舊、同一の錦帆溪、中郎お時に至てハ、疲民瘵黎を、朝に拊し、暮に煦し、一地の苦樂、古今遭ふ所異なるを歎すと云、今都濃郡井堤崎の水、小流といへども、猶宛然たるを觀るに、吳令中郎が歎とは反して、三百餘年のそのかみは、先公雨に浴し風に梳り、鋒血の中に辛劬を被為成たる同一井堤崎、今は千頃の田地を育ふ料とあり、黎民鼓腹の樂を窮る恩露と換り、余も亦乏くも縣令の職を承て、民と共に昇平此樂を同しうして、一地の古今、遭ふ所異なるに感ありしま、こゝに附記して、兵

器の花瓶に變するのみにあらざる説を補せんとするにや、

再識

志良數南河

弘治二年十一月廿日餘り、坂新五左衛門元祐ツッヒに兵一千餘騎せへられ、岩國を立出て、須々万沼スズマヌマの城近くうち回りけるに、白砂河シラスガハとあむいふなるわたりの篠原にかくれたる仇の兵共、ゆくりなく討出けるゆゑ、いと、しく亂れあへりしかとも、其日の旗頭となむ聞ゆる勝屋馬之丞奥久を、元祐みつから槍を合せて、やがて討てけりと、古き文に見ゆめり、其老ら砂河の邊なる山賤某ハヤシがもとに、勝屋か討死したる所にて拾ひ得しかれか家の紋藤の花を黄金もてものしたる空穂ソウホの矢立を傳へもたりしを、故ありて、今その里の長なる城藤四郎といふもの、家に譲りて秘めもたり、過し年、久芳某翁、茶の事のすき人にて、此す、まわたり、山深くわけ入ことありける折、城か家訪トウラフひて、このうつ穂をつらく観て、此もの、内に竹さし入て、花瓶となしてよとをしへけりとなん、今またつらく思ふに、翁ハかうやうの筋におもひがね深き人にしありければ、茶の事年を逐ひ月を重ねて、あらぬ筋になりもてゆきつ、野中の清水もとの心のす、しきわさはたどらすして、家居のかまへより、器のよしあしに心を惱まし、いくそのこかねに換て、何くれとありはひをもうしなふはかき、奢侈オウキにのみ移りもてゆく世の習ひを憂て、宗易といへるか茶は學ふ所なしといひ、宗且とかやも、茶にて渴をと、むるのことおきてけるやうの心を尋ねつ、此花瓶、梅をさすより始て、菊に

とちむるまで向ひ見んをりく、色香の外に心をつけて、老ら砂河も紅にそめし矢さけひの騷を、今は炭櫃スビツのものとも居に耳かたふけて、松風に聞かへ、靜なる世の樂を思ひなは、よろつ事省きたるに事足りて、一椀ヒツツネのうちにも、限なきおぼん惠の溢る、を知るへしと、翁ひそかにをしへおきてたるにむあるへき、けに大かゝの世の中も、此意を得ずして失ひもてゆかは、今の花瓶、再ひもとのうつ穂にもまたかへる世あらさらむや、か、れは、此もの、かの井堤キヅの蛙の乾れたる、長柄ナカバの橋の鋸屑カタクズ、いたつらにもてけうしける類にはあらさりけり、誠や、佐々木盛綱かわたりたりける藤戸の海も、夏の穂浪に變り、紫菜ムシかく海人の袖ぬらしける向津具ムカツクの入江も、早苗とる田面となむなれ、ハ、只器のうへのみならず、換り行く世の有様、更にはのみ驚きをむや、或人云、この勝屋は、かしこくも、吾遠津君にまつろはさりしものなるを、其もたりしもの憎むへきにあらすや、いかにといふ、盛稔いらへけるは、こはその迹にのみか、づらひて、其心を尋ねざるなりけり、そもく陶五郎がすさ、五郎か首討とりて是を持來り、降りたがそむとするを、君いさく憎ませたまひしをあらすや、さるを、この勝屋か討死したる又の年、おなしかたざまる山崎伊豆守奥守も、つひにまつろはすして、沼の城にて死をいさきよくあたりしかば、かたしけなく、おほんきせなかの袖濡し給ひて、その近きわたりなる龍文寺といふにて供養せさせたまひける由は、今の世までも、其里不明の柴不の山がつも、語り傳へけるならずや、さればおのれハ其心をあげつらひて、其跡にをひてか、つらはすなん、昔上杉謙信、武田信玄か家の子某と戦て、疵を得たりしに、謙信露も怨みさるのミかは、かへりて、仇に感狀といふものつかはしけり、是をしも返り感狀といふよし、ものにゑるしと、めたり、けにもの、ふの心あらび、かくこそあらまほしく、

女童フミナウラハの心をまねぶへきかは、か、れば、此花瓶、あるは世の奢を警め、あるは人の志を堅からしむ、いかて等閑に見過しなむや、弘治二年よりこのかゝ、三百二年を経て、安政四年にははれる夏、都野郡花岡ウツヤの驛オホヤコトに公事うけたまはりてやどりける時、これを見るま、其ゆるよしをゑるし、是か名をもた、ありに、白砂河と名つけて返しぬるをりけり、

盛稔

身と共にすてしうつほを瓶にして花のいのちを續も世中

武道訓

國家に武士を扶持し給ふは、亂邦守禦の為なり、こゝによつて、武士は常に捧祿捧カを賜はり、累代飢寒の患なく、安穩に暮すは、曩祖碎身粉骨の餘澤也、然れば、治にも亂をわすれず、事ある時は、命を塵芥に比し、君恩に報せむと欲する覺悟肝要なり、治世ひさしければ、おのつから奢侈の風俗にそみ、金銀を貴ひ、本意を失ふ事もあらむ、わゑ身を顧みて慎むへし、若衣類の好ミおこらは、鍔衣の不自由にくらへ、食に向ひてハ、腰兵糧を考へ、屋宅の物數寄あらは、陣屋の景勢をおもひ、妃妾より從卒をあはれひ、珍禽奇獸は不畜とも、疲馬一匹も立おくへし、螺鐘旗太鼓の相圖をならし、沓草鞋の拵まで、獨作廻なるやうに嗜たき事ならん、書讀は、萬事のもと也、文盲にてハ、忠貞義烈に弘く、軍術諸藝ともに奥義にいたりかたし、人は一代名は末代、何を義をすて生をむさほり、素餐のはちを以て家名を穢さハ、士職を忘れたりといふへし、

七種之外二十一回叢書

二三四

武道訓一通、藝人某著、簡而盡矣、黑瀨真市見贈、因編叢書中、使塾生輩誦習之、願非亦武道之一助乎、戊午二月念九寅書

(萩市松陰神社藏 校合濟安)

抄錄輯

解題并凡例

一、「抄録輯」は、帙面にこの名を記しながら、書の表紙には、抄録抄と題してある、これはいづれも後人の命じたものであるから、今は名の穩當なる方に定めて置く、

一、原本は、大さ半紙二つ折形、表紙は澁引の厚紙で、本文は他筆もあるが、松陰自筆が多い、用紙は有野のものも無野もある、有野は全面二十行である、

一、本書の内、史記明倫抄・前後漢書明倫抄は、別に本全集第八卷に編入し、異変之節出張覺悟の一篇は全文をこゝに採録し、その他は要目を列記して、僅の解説を添へた、

(委員 安藤紀一)

抄録輯

奉使 抄史記

(傳文は略し唯人名を列記する)

屈完齊世家

呂省晉世家

申包胥伍子胥列傳

毛遂平原君傳

袁盎列傳

郭吉匈奴列傳

王烏匈奴列傳

楊信同上

張騫衛將軍驃騎列傳

前漢書抄

奉使

蘇武昭帝紀列傳第廿四

陸賈列傳第十三

馮奉世列傳第四十九

王商列傳第五十二

夏侯藩、韓容列傳第六十四下

新莽臣王駿等

傅介子列傳第四十

常惠同上

後漢書奉使抄

來歙傳四十五

伏隆傳五十六

班超傳七十七

溫序傳百一十一

承宮傳五十七

鄭衆傳十六

抄 録 輯

史記明倫抄(別出) 前漢書明倫鈔(別出) 後漢書明倫鈔(別出)

艱食部

(事實は全文を略して概要のみを擧げる)

劉玄傳 南方饑饉、人庶掘_レ鳧_レ而食_レ之、

劉盆子傳 幽_二囚殿內、掘_二庭中蘆葍根、捕_二池魚、而食_レ之、

馮異傳 異進_二麥飯莞屑、_一 百姓飢餓、黃金一斤易_二豆五升、_一 軍士悉以_二菓實_二為_レ糧、

耿恭傳 匈奴擁_二絕澗水、_一 恭於_二城中_二穿_レ井、不_レ得_レ水、吏士渴乏、笮_二馬糞汁_二而飲_レ之、

恭食盡窮困、乃煮_二鎧弩_二食_二其筋革、_一

臧洪傳 洪使_レ為_二薄糜、_一 偏班_二士卒_一、又殺_二其愛妾、_一 以食_二兵將、_一

公孫瓚傳 瓚糧盡食_レ馬、馬盡煮_二弩楯、_一

鮮卑傳 秦水廣從數百里、其中有_レ魚、不_レ能_レ得_レ之、聞_二倭善網捕、_一 東擊_二倭人、_一 因徙置_二秦水上、_一 令_レ捕_レ魚以助_レ食、

段熲傳 追_レ羌、晝夜相攻、割_レ肉食_レ雪、四十餘日、

董卓傳 長安中、穀一斛五十萬、豆麥二十萬、人相食啖、獻帝使_レ侯汶出_二太倉米豆_二為_二饑人_一作_レ糜、

宋名臣言行錄抄 (文は略し、人名のみを掲げる)

寇準 高瓊 楊億 薛奎 蔡齊 宋庠 王禹偁 孫奭

孔道輔 陳搏 邵康節 魏野 林逋 范鎮 呂希哲

張天覺 呂公著 李迪 杜衍 范仲淹 龐籍 王德用 田錫

孫甫 趙抃 曾公亮 王存 王安石 司馬光 曾肇 蘇軾

韓維 蘇頌 劉安世 范祖禹 陳瓘

唐書 (文は略して要領を掲げる)

太宗宴_二群臣積翠池、_一 太宗賜_二詩蕭瑀、_一 太宗焚_レ詩、 太宗屬_レ文賦_レ詩、 鄧世隆請_レ加_二集錄、_一 不_レ許、

唐鑑 太宗至_二靈州_一為_レ詩、

資治通鑑周紀抄 (文は略し人名と要領を掲げる)

趙簡子 保障哉、 趙襄子 其晉陽乎、先主之所_レ屬也、

吳起 在_レ德、不_レ在_レ險、 齊威王 封_二卽墨大夫、烹_二阿大夫

豫讓 伏_二於橋下、_一

資治通鑑卷第一

二十七葉表、河西注、詳見于下卷二第三葉背本注、及述來條記、無益苦心、

卷第二

九葉表、徐州果如注所言、當畏楚人耳、安得燕趙祭其門、當攷、
 二十葉表、孟子師子思、吳程曰、孟子自魏惠王三十五年游梁、至哀王七年、而燕人畔齊、自魏惠王三十五年、距孔子蓋百六十七年、而孟子著書之成、固猶在其後也、況孔子夢奠時伯魚之沒、已六載子思固已長、不然而亦非幼矣、子思享年六十有三、去孔子四五十年而卒、而孟子始生、其不親受業可見、
 二十二葉表第一行注、卒子恤翻、四字衍、
 秦紀三第二十六葉註、按、壯兵敗於薛、走至戚、々縣屬東海郡、則與薛都相近、胡讀誤薛為沛、慌甚、
 秦紀三第二十六葉註下、汲冢古文曰、至名號北冢也、文複可削、
 魏書武帝紀第一初平元年條の文(文略)

武教全書考據入用 四庫全書簡明目録卷六史部傳記類

古列女傳七卷 續列女傳一卷 古今列女傳三卷

侍用武功參考書目

鈴録 兵要録 海國兵談 武士訓 武道初心集 士道要論 軍旅侍功抄 本邦刀劍考 甲冑製作

辨 單騎要畧被用辨 單騎要畧製作辨 武學拾粹 光録兵書

直養漫筆 全書考材 (文は略してその項目のみを掲げる)

火矢ノ始 侍大將ノ辨 城郭ノ始 源氏物語 早具足 寄親 過去ノ七佛

詩經黃鳥詩解

甘雨亭叢書三集 天野屋利兵衛傳跋 安藝平賀晋民撰 (文略)

好生緒言卷下 我邦在子内震位、太陽所出、爲萬國之冠、易云、帝出乎震、震東方也、萬方生於東、而成於西、天地英靈清淑之氣、其鍾於此乎、且環海而立、他邦不相接、水土不相雜、辟猶一宗專美宅、而異姓不相混、美莫甚焉、是以開關以來、神聖繼統、百代一王、萬國莫與爲比矣、

農書目録 丁巳二月念八日

農業全書十一卷 宮崎安貞 勸農固本録二冊 篠山時春 農隙餘談一卷 利根川教豐

經濟要録七卷 農政本論 農家益三卷 大藏永秀 農家益後編二卷 同續篇二卷 農稼業事後編五卷 大藏永秀

金魚養玩草一卷 安達喜之 治水要辨一卷 森通定 本草綱目第二十六卷、木之三、桑 同第二十九卷、蟲之一、蠶

山鹿語類卷第五君臣五詳民戸の條 (文略)

經濟要録開物(欠)篇材木第十五 (同前)

同中篇諸絲第六、同下篇飼魚第二 (文略)

坤輿圖識亞細亞志附錄

名臣言行錄後集卷十一范純仁 (著作林の事、文略)

農業全書卷七抄 (文略)

(士道に關する古人の短語) (語は略し、人名のみを掲げる)

戚繼光

程叔子

歐陽修

趙孟

春秋時人

新田義顯

朱子

符顏卿

韓弘

謝思

春秋時人

晏平仲

荀吳晉

異變之節出張覺悟 (後に出す)

安政戊午八月兵學場揭示の條々

同年八月十五日操練當日之次第書 (藩政府に呈出したもの、抄)

(附書の紙題標)

嘉永庚戌五月

異變之節出張覺悟

一 甲冑一領 重貳貫六百目

但衣襖にて是袋包む、あの甲櫃袋用ゆるゝ如きと、素々其便あきよしとあらず、唯その重茂益スを憂ふるのと、

又案、甲冑の用るゝ足ざる、余別に論あり、然共亦未俗纏を解るる事を得と、臨制のものを以責を塞く、

一 胸服壹枚 重三百目 但常用此綿

一 下着壹枚 但常服用之儘ニ付量目除之、

一 陣笠壹枚 重百四拾七匁 但雨笠兼用

一 簑壹枚 重

一腰兵糧 三度分重三百七拾目

一布袋糧米貳斗外錢或兵糧丸藥等 重八貫目餘

一下帶、股引、脚半、草鞋、上帶、陣羽織、刀、脇差、差物等隨身之器械、量目除之、

一直槍壹本 重

但、余いほ其術を學む、故に極る其制を軽くし、唯縦横衝突に便せず、

余り帶ふる所の器械、是外に無し、其敵に對するに至る者身淺致しる上ニ奉ず、別ニ自ら志を所あり、亦何そ夫器械を待ん哉、

右隨身之器械糧食、重不下于十三貫、既過官制之倍、人必謂孱弱矮小之白面生、而安能堪之、殊不知余少生長田野、芻蕘樵蘇、跋涉阻隘、身無技藝、唯負荷是慣、暑日炎天、負重躋嶮、身汗喉喘、雖勞不措、以此而比之彼、不亦易々哉、且余之信地在城中、問其途、坦而如砥、問其程、企而可望、則十三貫之量、一團而負之、亦何問其輕重哉、若夫路遠而嶮、則自不得不半其量矣、

一從者壹人 但、取中間にて、兼る恩義を結ひ候事無之に付、其吾ト生死を同くを誓き哉難計、故に姑く是を度外

に置く、且、余の祿高五拾石耳、粉骨碎身、一己の力を盡して事に従へ、百石貳人之制におゐて、亦牽強を

きゐ、然りといへとも、人孰る氣節あらん、彼取中間なるもの、或奮然として従せん事を求らんも、未知る

らそ、況や吾則精誠忠憤を内ニ蘊して、是を言語の間ニ發するを哉、故に弊甲一領、長槍壹本を以、是を待つ、

右を外の覺悟を、内の覺悟に至る者、則曰、大丈夫たるもの、馬革固より其所あり、且命淺受る家を忘る、古此制あり、區々の覺悟、内におゐて何あふん、是余の志あり、

一陣羽織一領

右、地帆布綿、墨紋柿漆染之事

陣羽織之儀を製作に定る習ひ無之、其人之好みに從ふし、但、軍中之禮服にして、兵裝之威儀を助くる得あり、出陣、歸陣之賀席、實檢、凱歌之列座杯、總る主君之前に出る事ゆき必着す、又番頭、組頭之出會、他陣、他所之往來、又々押陣を著し、其外使節を勤るやあら、重職役司るもの、軍中不斷に用るも害あしと、諸兵書に相見候、然處、太平修靡之人情にて、兵裝之威儀といふに心付、製作に習をきを頼とし、人々思ふに立派を宗として、相誇耀する事にて、實に婦人女子之心に均しといふべし、今余の製する所、或は古法淺失せんも計ありと雖共、亦唯有志之士、風俗を移易せんと欲するに當つて、何そ必しも世俗之を所に倣る觀美を較べん哉、

(萩市松陰神社藏 校合濟)

丙午春日

外夷小記

秘而藏

田矩方

解題并凡例

一、外夷小記は、松陰十七歳の時、外船渡來の風聞書を寫録したるものである、始二通の出處はその末尾にある松陰の文によりてわかる、以下三通は長崎よりの通信である、

一、原本は東京市吉田茂子氏藏である、半紙四折九枚に細書せるものにして、表紙には中央に外夷小記、右方に丙午春日、左方に秘而藏、その下に田矩方と書いてある、

(委員 廣瀬豊)

當春入津ノ船ヨリ申上候「イギリス」共阿片交易ノ儀ニ付於ニ唐國一及ニ騒動一ノ様平定不仕候儀差増左ニ申上候

一 寧波府定海縣ニマカリ在候「イギリス」人共王女ヲ取捕候後ハ混分和睦ヲ乞故當二月比欽差伊利布差圖モ王女并ニ虜兵卒二十餘人差歸シ候處イギリス共定海縣地ヲ差歸シ和睦相整致ニ出船ニ當時寧波ハ以前廣東ヨリ被ニ召戻一官ヲ被レ削候林則縣(徐カ)被ニ差出ニ新ニ四品京堂ノ官位ニ被レ叙非常防禦ノ為定海へ出張致居候由依レ之左甫并江蘇ノ地ハ穩ニ相成御當地通商ノ船仕出シ等ニ付差支リ候處無ニ御座ニ候其後イギリス船又々廣東へ罷越阿片商賣ノ儀欲願致シ候由右廣東へ罷越欽差林則縣(徐カ)先達テ京都へ呼越シ相成官職ヲ被レ削以後滿州ノ官人琦差ト申者罷越居候阿片商賣差免シ和睦致シ度段奏聞致シ候故帝逆鱗有リ右琦差ヲ京都へ為ニ呼登ニ并定海ヨリ罷歸伊利布兩人正官職ヲ削リ居宅迄被ニ沒收ニ右ノ代リニ可ニ差遣ニ者被レ撰候得共東京ノ官人モ多ク和睦ヲ志シ候趣上聞ニ達シ既ニ天子自ラ六師ヲ引征伐可レ有レ之候御第親王綿愷此ヲ諫メ止メ其身為ニ大將軍ニ兵ヲ卒シ廣東へ發向有レ之候由其以前廣東表ハイギリス人共願ノ趣不ニ相叶ニヨリ数度及ニ戰爭ニ廣東ノ外手奥山門ノ内ニテ兼テ外国人押ヘン為文武ノ官人誥方致シ居候外城ヲ攻破リ候ニ付官兵ハ内城ニ逃レ入ル嚴敷防禦致居候ヨシ尤親王綿愷彼地へ參リ候得共戰爭如何相成候哉綿愷ノ軍略兵ノ剛憶等モ未タ承知不仕候

右之通私共唐国出船之比傳承リ仕候ニ付此段申上候以上

辛丑六月保十二

丑二番船財副 沈葦香

相州浦賀へ異船入津之譯

一安房国八郎船十一人乗ニ付去極月廿六日出船八丈嶋ヨリ百里沖廻リテ八里位ノ島へ吹付ラレ候処沖ヲ異船通り候間
煙ヲ上ケ候へハ乍付乗寄セ日本人ヲ船へ乗セ三日三夜走り候処奥州船十一人乗候間是又難船致シ声ヲ掛候間助ケ是
モ船へ乗セ當月十一日浦賀へ入船二十二人ヲ揚陸仕ラセ去ル十五日帰帆致シ候由

右ハアメリカ州ノ鯨取船ノ由 公儀ヨリ白米二十表(俵)春麥二拾俵鶏五十羽サツマ芋其外野菜物等豚モ五疋被レ下候ナ
リ

私支配木村欽太郎知行所下總国サトウ匝瑳郡野手村沖へ去月廿九日異船之體ニテ海岸三四十丁程モ相隔リ候沖へ白帆掛リ
候船二三里ノ間影雲ノ如ク相見申候同日晝比左右へ引分レ間合一二里程モ相離候様相見七時比ヨリ追々遠ク相成申
候処同晦日晝比ヨリ尙又左右一纏ニ相成上總房州ノ大沖へ立去追々帆影遠相成七ツ時比何方へ參リ候ヤ更ニ相見不
レ申候然処翌當二月朔日最前相見候処ニ猶又立戻リ夫ヨリ或ハ左右ニ離レ或ハ三段ニ相分遠近ノ程大抵二三里ノ方
へ往來仕候段同日知行所ノ者共自届出候ト欽太郎申聞候依レ之最前海岸防ノ人数差出置無ニ油斷ニ手配仕居候欽
太郎へ申渡候此段御届申上候以上

三月十二日

酒井安房守

(右の二行松陰文) 右二通者、余於某家、故帛中得レ焉、而有二月日、無レ年、是以無レ驗、在ニ何年、因指問ニ主人、主人曰、余亦不能記、

疑有ニ于甲辰乙巳之際ニ乎、因記ニ主人之辭、以便ニ後日之觀ニ云、時丙午四月五日、

以下午年

薩州ヨリ長崎御奉行処へ左ノ通御届相成候

當四月五日琉球国ノ内那覇沖へ異国船一艘渡來卸レ碇候ニ付役々差越相尋候処異国人ハ言語文字不ニ相通唐人二人
乗組居啖啖喇国ノ船ニ付船中十四人ノ外乗頭(組カ)ノ醫者一人右ノ妻一人男子一人女子一人右ノ唐人二人都合二十人乗組
廣東ヨリ差越候旨申出外子細不ニ申聞ニ端舟ヨリ上陸可レ致ニ滞留ニ付宿借受度願出、不ニ相成ニ国法ノ趣申聞候処本
国皇帝ノ命ヲ受差越候ニ付地方買取致ニ住居ニ度申出、猶以不ニ相成ニ趣頻ニ相断候へ共更ニ不ニ聞入ニ醫者一人右ノ妻
一人男子一人女子一人唐人一人都合五人上陸荷物等卸置同八日未刻酉ノ方へ向本舟致ニ出帆ニ候ニ付無ニ是非ニ近廻寺
中明除相置柵ヲ結番所等数軒相構夜白勤番申付ニ司官ヲ始堅取締申付置任レ望食料等相與へ尤醫者ヨリ病人有レ之候
ハ、致ニ療治ニ度旨申出候ニ付當国醫術者於ニ中国ニ時々致ニ傳授ニ致ニ用弁ニ來候段申断置候然処去々年殘置候「フラン
ス」人ヨリ致ニ面會ニ度申出強テ差留候へ共無ニ承引ニ付役々附互ニ往來面會致サセ候同六日同国ノ内訖各山間切沖
へ異国船一艘相見へ漸々同国那覇ノ様乘來川口沖へマキリ居候相殘置候「フランス」人唐人渡來リ船へ可レ參ニ付小
船借吳候様申出是又差留候へ共承引無レ之ニ付相渡候所右船へ漕付乗移小船ハ差返シ其夜ハ右船へ滞留左候テ翌七

日同斷湊へ卸碇候付役々差越相尋候処言語文字不相通候へ共殘置候唐人ヨリ「フランス」舟ニテ人数三百人乗組居廣東粵門ヨリ出帆ニ付致ニ來着ニ大惣兵船等追々可致ニ渡來ニ候間夫迄ハ致ニ滯船ニ候段申出滯留ノ兩人ハ右船卸碇候節歸來候ニ付如レ本警固嚴重申付置候尤石火矢等載付有レ之候へ共兵船ノ様子ニハ不_レ相見ニ夜白勤番申付三司官始相詰堅取締申付置候且船中へ「イキリス」国ノ者共相招候ニ付強テ差留レ共不_レ致ニ承引ニ醫者并ニ右ノ妻男子召連橋船ヨリ差越候間役々付添面會致サセ候尤佛郎西人共濱辺へ上陸印旗相立量地様ノ仕方有レ之ニ付相断候へ共不_レ致ニ承引ニ大惣兵船來着何様難澁申掛候テモ及ニ理解ニ無_レ異義ニ致ニサセ帰帆ノ様取計且啖咭喇人ノ儀モ夫々ノ被_レ仰渡置ニ候通致ニ取扱_レ度_レ候へ共端島ノ儀何分其通難ニ取計ニイツレ彼国本船來着ノ上是又無_レ異儀ニ為_レ致_レ帰帆ニ候様可_レ取計ニ旨琉球自飛舟被_レ仕立ニ申越候右ニ付テハ平日差渡置候家來共モ有_レ之猶兼テ非常ノ手當申付置候一組ノ人数去々年七月差越置候へ共自然及ニ異儀ニ候時宜ニモ候ハ、別段人数差渡候手當仕置候事

丙午閏五月廿一日寫之

薩州ヨリ長崎御奉行へ御届左ノ通

一先達テ申上置候琉球国ノ内那覇へ一昨年ヨリ滯留ノ唐人當四月七日同所湊へ卸碇居候佛郎西船へ差越候付小船賃吳候様五月六日申出候付任ニ其意ニ役々附添為ニ乘添ニ候処其形右佛郎西船出帆翌七日同国ノ内運天湊へ卸碇候付三司官初役々差越不_レ相替ニ警固ノ儀共申附置候然処同十一日那覇沖へ異国船一艘相見得運天ノ様乘來同十三日同所湊

へ卸碇候付役々差越相尋候処言語文字不_レ相通ニ佛郎西国ノ船二百人乗組廣東ヨリ出帆致ニ來着ニ候旨手様等ヲ以漸相通石火矢載付有_レ之前条同断晝夜勤番堅取締申付置候同十二日那覇沖へ異国船一艘渡來一昨年ヨリ滯留佛郎西人右船へ可_レ差越ニ候付小船賃吳候様手様ヲ以相通任ニ其意ニ役々付添乘越相尋候佛郎西国ノ船五百人大惣兵船乗組廣東ヨリ渡來リノ旨手様等ヲ以漸相達右滯留佛郎西人ノ者本船へ乘移其形無_レ程出帆翌十二日は又運天湊へ卸碇候石火矢載付有_レ之同断嚴重取締申付置尙又役々差越右佛郎西船へ乘移居候一昨年ヨリ滯留唐人ヲ以相尋候処大總兵ヨリ琉球總理大臣へ致_レ面會ニ和平ノ_レ申談度趣申出候得共其段ハ追テ可_レ及ニ返答ニ旨相達候尤面會ノ節和好通商ノ等ノ儀ヲモ何様難澁申懸ケルモ及ニ理解ニ無_レ異儀ニ為_レ致_レ帰帆ニ候様可_レ取計ニ尙委細ノ儀ハ追々可_レ申越ニ旨琉球ヨリ飛船取仕立申越候_レ

閏月廿八日

右一昨廿六日長崎表ヨリ飛脚ヲ以到來有_レ之候事

○

六月六日六ツ時注進ノ石火矢放シ候ニ付蘭通詞吉雄作之允_{私寓居主人}直様蘭館へ致_レ出勤ニ候風聞承リ候野母ヨリ午未ノ方ニ當リ五十余里計沖ニ異船三艘相見候ニ艘ハ平常ノ船ヨリ余程大ク候ソレニ_{一船ハ西洋四十}大船ニ候七百五十人乗ノ船ニ御坐候共ニハ無_レ之ヤト申_一ニ尤後ニ見出シ候分ハ「ストーンホート」大船ノ儀共ニハ無_レ之ヤト申_一ニ其後野母ヨリノ注進三十里ニ御坐候

一為二聞合ニ態ト今朝門生一人簇合ノ船ニ相頼差遣候処六ツ時帰宅致シ同人申候儀野母ヨリ沖二十里余未申ノ方ニ當リ相候様是又野母ヨリノ注進モ承リ只今ノ様子ニテハ今夜入湊ハ致間敷存候ニ付其儘罷歸^{マカッ}リ右様右門生海上ノ儀不案内ニ付白帆注進御坐候へ共五十里モ遠キ儀御坐候へ共万一外国へノ通行船ト見誤リ注進致シ候カト相考候同生合船ノ通詞へ海上ノ様承リ候処六七十里モ沖ニ三瀬ト申儀有レ之其中ニ入候船何レ日本地へ入込候船ト申聞候右今日承リ候風聞申上候

六月六日六ツ時相認

青木研藏

六月十日長崎ヨリ到來

正月仲一日

鸚鵡能言難^レ似^レ鳳
蜘蛛雖^レ巧不^レ如^レ蠶

王禹偁元之

辛亥筆記

四詩風雅頌
三光日月星

四德元亨利
宋仁宗諱頤、々
晉近^レ貞、宋人
避^レ嫌名

吉田大次郎

解題并凡例

一、辛亥筆記は、嘉永四辛亥年に於ける松陰の讀書隨抄である、この歳は、三月五日より江戸行の途に上り、翌年五月までは郷を離れて、その讀書抄録は家に置いたらしく、その歳の筆記は甚少なかつたことが、萩市松陰神社藏の松陰手記本の様子によりて知られる、ところが、翌壬子年五月、國に歸つて屏居することとなつて、その時の讀書の隨抄に、前年筆記の餘白多き處を使用したので、この辛亥筆記に、壬子の筆記をも加へることになつた、故に標題に關せず、その内容は二年に涉つて居る、

一、右の松陰自筆本は、大さ半紙二つ折形、表紙は、當時通用せし小杉様の厚き半紙で、假綴である、標題の傍に、正月仲一日とあるのが、筆記の始の日と察せられる、本文用紙は無罫紙で、字行定らず、西洋度量衡云云より後は、黄紙である、壬子の歳にそのあたりから紙を綴り添へたものらしい、本全集編纂には、これに據つて目次を作り、抄録の梗概を示すに止める、

一、この書の壬子筆記の部は、彼の睡餘事録や、屏居讀書抄の一部と、同じ時の筆録であるから、相對照する必要がある、

(委員 安藤紀一)

凡例

考證錄 存疑錄 發明錄 雜錄

天字氣字眉字胸字杜字

(以上の書附は表紙の見返しにある)

考證錄

孫子虛實篇の語 同軍爭篇の語 事斯語中の語

紀効新書中の語、及刪定紀効新書引用書目

明史戚繼光傳中の語 漢書賈誼傳中の語

大學所厚者薄の語を樂羊易牙吳起の行にて引例

通鑑周顯王の篇中孟子子思問答の條

李斯逐客上書の王者明德の語 蒯生韓信に説く語

四庫全書簡明目録所載の兵書目、及本邦人著譯の兵事に關する書目

紀効新書東伍耳目手足三篇中の目次

新語の事 治安策の語 電錯・文帝の語 狼居胥山の事

辛亥筆記

二五七

苻堅の治績 唐宋六家 金・元・明・清の諸家の名

王荊公鄴縣の治 司馬光上疏中の語 歲寒松柏の意に當る唐太宗・韓愈の語

作者を記せざる詩 塵盡江南十万兵、腰間宝劍血猶腥、山僧不識英雄漢、何事嗷々叩姓名、

武道初心集目錄 經國集・菅家文章・史籍年表・日本逸史・類聚國史・類聚三代格・日本紀畧七種の國書名及著者、孫

子瑞應圖目次及卷號

○壬子歸國後

類聚國史目次及卷號 俘囚の名 公姓三家 大枝氏外朝臣姓七家

武庫 兵庫 神戸 明應より寛永までの年號及年數

存疑錄

兵學小識一卷之廿四隊形の名

○壬子六月

蝦夷話太平日記抄摘錄 白川家政錄抄錄

水戸齊昭公隱居に就き、常・奥・讚の三松平家に下れる幕令書 大岡仁政實錄抄錄

かゝみ 對某侯問一書の抄錄 嚶鳴館遺草 野芹 もり

(右の末尾の書附) 壬子十一月十四日抄、蓬頭子 吉田大次郎識

發明錄

落穂集中家康少時今川取計の條 菅沼の城築の事 上の郷の城陥る事

武田氏の臣鳥井四郎右衛門の事

陶氏の臣宗阿彌の歌

武道初心集禮敬の章可児才藏の事

ものゝふの矢橋のわたり近くとも急かは廻れ瀬田の長橋

武士訓中の和歌抄出九首

○壬子六月廿四日

日本逸史・續日本後紀・文德實錄・三代實錄に見えて居る阿保親王晋人二公の叙任の記事抄錄

(右の内松隆の阿保親王を評した語がある、左の通り)

按、阿保平城第一子、平城傳位時、已十九歳、理當嗣立、而以桓武在時鍾愛嵯峨、雖既崩之後、平城尙能不_レ忘_二于懷_一、捨_レ子而立_レ弟也、平城在_レ位僅四年、以_レ病傳_レ位、其意於_レ是亦可_レ見矣、嗚呼桓武之德、愈_二大王_一、平城之為、過_二泰伯_一、嵯峨之政、無_レ愧_二文王_一、而阿保終_二身臣位_一、無_二少怨色_一、尤足_レ稱_二至德_一矣、吾大江之為_レ源、

其深乎哉、

大膳大夫侍従の相當位階

雜錄

山鹿語類抄錄 卷一、正容貌、慎言語篇、日中行事、年中行事、 卷三、唐の盧承慶の事
歴史綱鑑天皇氏の條下の十十二支の異名
五畝之宅

東照公之於義元、猶洞春公之於義隆、早雲之於(マ)、豐公之於(マ)信長(マ)、

沛公天下の阨塞戸口の多少強弱の處を知る事

諸葛亮 陶淵明 曹操 呂蒙(列記の譯 知られず) 翹楚編 銀臺逸事 西山遺事 千歲松(列記の譯 知られず)

名臣言行錄中、胡瑗・司馬光・蘇頌の事蹟抄錄

鬼神祥殃論の材料 (書經 武士訓 日本逸史 青州府志 朱子孟注等の語 其外數條)

名臣言行錄前集の五十八人の名

同書引用書名 (簡單な解題を附け、末尾に左の跋語がある)

右前集所引用、大略六十部、四百廿五卷餘、嗚亦博矣、陽明謂、文公大根気人、信夫、

壬子七月四日識

吉田大二郎

叔向・王孫滿・吳起の在徳の語 匡衡・兒寬・董仲舒・唐太宗・黃霸・揚雄勤學の事蹟

猛省錄の材料となれる人の事蹟數條 (第八卷猛省錄參照)

○壬子六月廿四日

猛省錄の材料となれる人の事蹟十五條 (猛省錄參照) 及韓愈の詩文の語二條 (末尾に左の通りの書がある)

計十七條 壬子九月十七夜抄畢、

西洋量度衡等 是斑牙の「マツト」以下九件

古人重史配經論 經不レ得レ史、無レ以證ニ其褒貶、史不レ得レ經、無レ酌ニ其輕重、

品川伍藏奥羽日記抄錄 鴉瓜・蕨・葛の根製法 ドングリの團子、澁柿の餅の事

國史に見えて居る周防長門に關する記事

灌夫・上原陳翁・楊惲・陳勝・項梁・韓信・石洪・方山子・陳平・袁盎・卜式・范蠡・周處・公子無忌・荆軻諸人の事蹟

○壬子八月

白川家政錄抄錄 江戸繁昌記俠客篇抄錄 雨夜の燈抄錄 誠忠いろは文庫抄錄

○壬子九月

いろは文庫抄錄

○壬子九月十三日より

史記漢書より抄出 民政、法令、継嗣に関する語

肥後物語抄録 温故私記より抄出した城主、檢使、番衆等の諸語

抄出書名 (この筆記に抄出した原本の書目)

孫子 事斯語 刪定紀効新書 少微通鑑 名臣言行錄前集 同後集 四庫全書簡明目録 海防

彙議 日本後紀 高青邱詩醇 論語集註 武道初心集 武士訓 史籍年表 劉氏人譜 兵學

小識六編 蝦夷話太平日記 品川伍作(藏カ)奥羽日記 落穂集 温故私記 史記

御高 御配并十五万石江戸方銀 小物成 地方受 御馳走石 御返濟銀

排佛自嗤身似佛、寐無妻妾、食無魚、平生執念依然在、屏陰尙繙韓愈書、

(以下裏表紙にある)

直言極論の部 (記事は無い)

鴻業由來途路遠、祈君眉壽自寧康、

(萩市松陰神社藏 校合済)

屏居讀書抄

完

解題并凡例

- 一、屏居讀書抄は、松陰が嘉永五年四月、東北遊歴より江戸に歸り、藩邸にて待命中に閱讀した、後漢書・史記・學的・魏叔子文の抄録と、五月歸國後屏居中に讀みたる、日本書紀・續日本紀・日本逸史・續日本後紀・文德實錄・貞丈雜記の抄録、その他、人名・地名・系圖を蒐め、これに前年江戸游學中の史記・漢書の抄録を、時の順序によりて卷の始に加へたものである、
- 一、この屏居中の讀書の状態は、睡餘事録に詳記してあるから、對照して見るべきである、
- 一、抄録中、處々に感想が書いてある、それは原本の儘に寫し採り、その他は新に目次を作つて項目を示すに止めた、
- 一、日本書紀・續日本紀の抄録を一括して、皇國雄略と稱した譯は、睡餘事録に見えてゐるが、幽囚錄の古史抄録の趣旨にも通ふ所があるから、是とも對照すべきである、

(委員 安藤紀一)

(附書紙題標)

辛亥歲東武遊學中

遷史手抄

班書手抄

吉田大次郎

(表紙見返しには左の通り記してある)

酎金 正黃旗 鑲黃旗

史記 (抄出目次)

(項羽本紀七條)

(孝景本紀三條)

(宋世家二條)

(越世家五條)

(魏世家一條)

(高祖本紀十一條)

(漢興以來諸侯年表一條)

(晉世家十一條)

(鄭世家七條)

(韓世家一條)

(孝文本紀二條)

(燕世家三條)

(楚世家二條)

(趙世家六條)

(田完世家五條)

屏居讀書抄

- (孔子世家四條)
- (齊悼惠王世家二條)
- (留侯世家一條)
- (張儀傳一條)
- (平原君傳一條)
- (廉頗藺相如傳一條)
- (蒙恬傳一條)
- (灌嬰傳一條)
- (劉敬傳一條)
- (匈奴傳三條)
- (平津侯傳四種)
- (司馬相如傳二條)
- (酷吏傳三條)
- (外戚世家一條)
- (蕭相國世家一條)
- (絳侯世家一條)
- (白起王翦傳一條)
- (信陵君傳一條)
- (田單傳一條)
- (張耳陳餘傳三條)
- (匡衡傳一條)
- (袁盎傳一條)
- (衛將軍傳二條)
- (南越尉佗傳一條)
- (汲鄭傳二條)
- (荆燕世家一條)
- (曹相國世家二條)
- (商鞅傳二條)
- (孟嘗君傳一條)
- (范雎蔡澤傳一條)
- (李斯傳四條)
- (盧縮傳二條)
- (陸賈傳一條)
- (晁錯傳一條)
- (公孫敖傳一條)
- (東越傳一條)
- (儒林傳三條)

漢書 (抄出目次) 九月廿七日

- (高帝紀十條)
- (文帝紀四條)
- (元帝紀五條)
- (平帝紀三條)
- (刑法志四條)
- (項籍傳一條)
- (韓信傳一條)
- (高五王傳贊全文)
- (淮南王傳五條)
- (張釋之傳一條)
- (韓安國傳一條)
- (蘇武傳一條)
- (惠帝紀一條)
- (武帝紀三條)
- (成帝紀二條)
- (諸侯王表一條)
- (食貨志四條)
- (陳餘傳一條)
- (英布傳一條)
- (蕭何傳一條)
- (袁盎傳一條)
- (馮唐傳一條)
- (李廣傳一條)
- (衛青傳一條)
- (高后紀一條)
- (宣帝紀五條)
- (哀帝紀一條)
- (百官公卿表五條)
- (陳勝傳一條)
- (韓王信傳一條)
- (吳王濞傳三條)
- (叔孫通傳一條)
- (晁錯傳三條)
- (鄒陽傳一條)
- (李陵傳三條)
- (霍去病傳一條)

(松陰附記) 以下壬子四月亡命後候後抄錄之但江戸邸にて

後漢書 (抄出目次) 宋宣城太守范曄益集諸家、作三十紀十志八十列傳凡百篇、

- (光武皇帝紀十一條)
- (明帝紀二條)
- (章帝紀八條)

(和帝紀五條)

史記中名言

歲饑民困、吾誰為君、宋世家 飢饉更事耳、秦本紀 法之不行、自於貴戚、(八) 牧民而導之善者吏也、文帝紀 耕事方急、一日不_レ作、百日不_レ食、趙世家

秦爵名 商鞅ノ法 漢百官公卿表亦載_レ之、(爵二十階名列記、今之略する)

史記所載忠臣孝子 所謂磊々落落軒_三于天地_二者是也、錄_レ名、以便_レ考_三其實_二矣、

般本紀 比干

周本紀 召公 富辰

秦本紀 世父 襄公 楚大忠 申包胥

秦始皇本紀 公子嬰

項羽本紀 樊噲ノ臣 漢紀信 漢周苛

高祖本紀 三老董公

呂后本紀 周昌趙王如 王陵 周勃

吳世家 季札繫劍

齊世家 主屨菲ノ臣 召忽 晏子 齊太史

燕世家 昭王 荆軻

衛世家 子壽子朔ノ子 子路

宋世家 箕子 王子比干

晉世家 荀息 狐突 繆嬴 鉏麴 桑下俄人 晉太史 解揚

楚世家 伍舉 蘇從 芊尹申無宇之子申亥 伍尙 昭王從臣子基 惠王從者 屈原

鄭世家 伯父原 叔詹ノ弟 解揚人 趙朔客程嬰 公孫杵臼

齊悼惠王世家 朱虛侯劉章 路中大夫 按此人_レ晉解揚及我 烏井強右衛門相類

陳丞相世家 王陵母

仲尼弟子列傳 子路

藺相如

田單傳 王蠋

刺客傳 貫高

論史諸說

繙動冊子、便覺前人闕略病敗、欲以告人、而無可告者、又不免輒起著述之念、學的 朱子前輩固不敢議論、然論其行事之是非何害、固不可鑿空立論、然讀書有疑有所見、自不容不立議論、同上(松陰評)文公二說、皆精緻之要著、學者不可須臾廢也、

鑿空立論、即求於無文字中立說、欲文工者之所不免也、然亦格致之一、何必深禁、唯欲言近道而濟用者則不暇矣、

凡作史評、斷古人是非得失存亡成敗、如明官判斷大公案、須說得人一心服、若只能折人、亦非高手、須要思量、我若生此人之時、居此人之位、遇此人之事、當如何應變、當如何全身、必有至當不易之說、文章軌範

(松陰評)此亦格致之事、乃工文之術、然於近道濟用、一間耳、

躬庵嘗言、讀史有三要、曰設身、曰論世、曰闕疑、其高者、尤能於無文字處、得古人要害、余服膺斯說、然古今好議論凌厲古人者、莫不求之無文字之中、而以其偏見私意為莫須有之說、讞古人之獄、或洗垢而索其瘢、或剝肉成瘡痕、此無論陳同甫蘇氏父子、即呂伯恭亦所不免、余則謂論古人者、必吾之說立於此、使天下聰明才辨好學深思之士、欲更立一說而無以爲口實、如漢武帝欲通身毒國、非借道昆明、則必不可通也、姜伯約守劍門、而劉艾尚得從陰平絕度、非論古之極致、魏叔子

(松陰評)蘇氏父子、陳同甫、多經世有用文、吾不欲謂之偏見私意、蘇氏權書、及龜錯賈誼諸論、陳氏酌古論、皆非論古、乃用於今也、如左氏傳議、蓋不能其方一也、吾常謂、古人骨已朽、其惡今不可諫、其善今不可勸、唯後之論此、特用於當世而垂將來耳、孔子作春秋、孟子論湯武、皆然、論史之要訣、莫外於是、

豪傑學問

項籍少時學書、不成去、學劍、又不成去、云々、漢書項籍傳

矩方按、籍之斬會稽守殷通、門下驚擾、籍所擊殺數十百人、然則不成去者、安可測哉、

石曼卿少亦以氣自豪、云々、歐陽修石曼卿墓表

史天澤年至四十、始折節讀書、云々、十八史略

為人沈勇有大略、云々、漢書趙充國傳

劉先主不甚樂讀書、云々、三國志蜀書先主傳

諸葛亮與石廣元、徐元直、孟公威俱游學、云々、諸葛亮傳注

關羽好左氏、云々、關羽傳注

諸君讀書、寧當傲吾等竭力博識、云々、孟光傳

王平生長戎旅、云々、王平傳

壬子五月歸國後

吉田大次郎矩方

職官志六冊

令義解十冊

日本書記(マ)

三十卷

皇國雄略

(續日本紀四十卷
日本逸史四十卷
續日本後紀二十卷)

文德實錄

十卷

(附書紙題標)

(表紙の見返しに左の書名が列記してある)

古事記

日本書紀 ○旧事記

神皇正統記

古記拾遺

一名雲上聞錄
籙中抄

皇代記

帝王編年記

大日本史

神皇正統錄

歷代皇記

皇年代略

愚管抄

水鏡

史徵

扶桑略記

○神明鏡

類聚國史

一

代要記

元亨釈書

聖徳法王帝説

続日本紀

日本紀略

見聞私記

天台座主記

日本後紀

日

本逸史

延暦十三中堂供養記

続日本後紀

淳和天皇御即位記

文德實錄

大鏡

三代實錄

貞觀

三年大佛供養日記

右六國史頃ノ史書ノ名史籍年表に據て記し置ぬ

右三十四部

壬子七月念八

吉田大次郎藤原矩方誌

古事記 元明和銅五年正五位上太安麻呂撰

日本書記(紀) (抄出目次)

(神武十七條、その内皇師舟行の記事四條、この條朱字にて「舟」と特記してある)

(崇神五條、その内舟に關する一條には朱字にて「舟」と特記してある)

(垂仁四條) (景行十四條)

(神功八條)

(應神十條)

(仁徳九條)

(履仲一條)

(允恭一條)

(雄略七條)

(清寧一條)

(仁賢一條)

(繼體四條)

(宣化二條)

(欽明十七條)

(敏達六條)

(用明崇峻一條)

(推古十條)

(舒明四條)

(皇極一條)

(孝徳一條)

(齊明五條)

(天智五條)

(天武八條)

(持統五條)

右日本書紀三十卷、

元正天皇養老年中、一品舍人親王、

太朝臣安麻呂奉

勅所撰也、余向跋涉奥越、

察臚夷出沒之情狀、扼腕切齒者蓋數焉、歸家後、屏處一室、時取此書而讀之、觀古聖天子之雄略、

有所深感一矣、因摘其勳撫之術、可_レ行于今二者錄之、以置座右云、嘉永壬子五月念六、書于清水寓舍、

吉田大二郎矩方識

續日本紀 (抄出目次) 壬子五月念八日

(文武二十二條)

(元明二十一條)

(元正十二條)

(聖武二十條)

(孝謙二條)

(廢帝十七條)

(稱徳二條)

(光仁二十四條)

(桓武一條)

日本逸史四十卷〔日本後紀逸、元祿年間、從四位上嶋〕

〔日本後紀逸、元祿年間、從四位上嶋〕 壬子六月十七日始、七月三日終

桓武以還、邊事漸減、於是雖_レ非邊事、其政教有_レ稔然中心者、亦摘錄焉、蓋無_レ非雄略_二者也、

(桓武十八條)

(平城三條)

(嵯峨十八條)

(淳和九條)

壬子七月五日、午夜抄畢、時蚊群為_レ屯、從揮從來、而孤燈獨坐、眼如_レ魚、掩卷稱_レ快矣、

續日本後紀 (抄出目次)

藤良房 春澄善繩

(仁明二十五條)

右統日本後紀二十卷、讀自二十二日起、至廿一日畢、其明抄之、

吉田大次郎矩方誌

壬子七月廿二日夜

文德實錄 藤原基經等

(抄出十一條)

參考書目

延喜式 類聚國史 菅家文章

元祿肆年歲次辛未正月貳拾陸日

右文德實錄十卷、嘉永壬子七月念八日抄畢矣、

前權中納言从三位水戶侯源朝臣光圀謹識

吉田大次郎矩方謹誌

三代實錄 (抄出目次)

(天安二年八月條)

(貞觀九年二月條)

嗚呼桓武崩、而天覆不_レ遍、田村將軍薨、而地載有_レ闕、吾復何觀乎、未_レ畢三六國史、長嘆而掩_レ卷、

壬子八月三日

吉田大次郎誌

屏居讀書抄

二七九

旧称公卿傳
自_二神武帝_一至_二康保四年_一、其後撰次及_二于近
年_一、合_二爲_二公卿補任_一、中間、寶治元年暨建
長四年、以至_二正元元年_一、通計九年、缺
公卿補任_二水戶光圀卿_一以_二一代要記_一
所_レ補之本、可_二併觀_一

職官志 (抄出目次)

(序) 天智置_三太政大臣_二云々、故諸臣不_レ得_レ居_三是官_一也、
文武帝親王品雜四、
夫欲_三官得_三其職_二云々、事
斯繁、

(太政官條) 延曆五年詔云々、解_三却見任_一、

(左大臣右大臣條) 凡案成者云々、不_レ得_三開觀_二也、

(中務省内舍人注) 凡五位以上子孫云々、充_三內舍人_一、
養老二年十月云々、供_三左右雜使_一、

(中宮職注) 帝妻二人云々、始_三於一條帝之世_一、

(大舍人注) 凡內六位以下云々、中等送_三兵部_一、

(中務卿之職條) 監國史注<sub>義解云、圖書寮所_レ修云々、
入_三國史_一、是也、</sub>

矩方按、與_三三代實錄天安二年條_二不_レ同、時代變更有_三小沿革_一耳、

(式部卿之職條) 錄_三功臣_一撰_三家傳_一、
凡考課以_三四善四十二最_一、
凡食封一品八百戶云々、左右大臣千五百

戶、
賦役以_三田租半_二云々、全給焉、注天平十一年五月、云々、以_三四十束_一為_レ率、
凡五位以上、以_レ功食

封者、云々、下功不_レ傳也、

(大學寮文章博士注) 大同二年二月云々、

(大學博士注) 自_レ置_三文章明法博士_二云々、守_三明經_一、

(大學頭及助條) 東西史部注、

(治部省喪儀司喪儀正條) 凡服紀云々、其他給_レ假、

(民部卿之職條) 戶或逋逃云々、注、租調代輸まで、
凡田五尺曰_レ步、

矩方按、大尺ハ鯨尺、小尺ハ曲尺ニテ、算用合_フ様ナリ、待_三後考_一、

凡課桑者云々、下戶四十根、
口分田墾田注、
賦役令、匹_{五丈}一尺、
絢_{十六}兩、
屯_二升、
端_{五丈}二尺、
次丁以_三二人_二云々、

義倉上上戶云々、同時收畢、

(兵部省條) 持統帝三年八月、詔云々、風俗之厚何如也、

(兵馬正注) 周防國竈合馬牧云々、角島牛牧、

主船司管_三兵部_一、

(隼人司注) 凡隼人者云々、
狗吠、
初捍後服云々奉仕、
其始雖云々、

(刑部卿之職條) 立八虐云々六議、

(大藏省注) 應神帝十四年云々、稱_三秦氏_一、

(大膳大夫條) 大膳大夫一人云々注、
未嘗、

(宮内省正親司注) 本朝重皇女云々於_三令條_一有_レ之、
皇孫以下為_三諸王_一、

(彈正臺條) 弘仁帝好遊幸云々、置職事也、

(修理職注) 天平十六年正月、會百官云々、皇都遂定焉、

(勘解由使注) 凡官有遷替云々、謂之解由也、

(施藥院使注) 施藥院、悲田院、

(左右馬頭及助條) 凡廐者細馬一匹云々、每馬一人、

(攝津大夫及亮條) 過所、

(太宰府條) 大加羅國注、府官之秩限、注凡遷代者云々、以四年遷代也、大唐通事新羅譯語見于延喜式、

(鎮守府注) 多賀城云々、延曆十二年敕田村磨云々、在宮城郡是也、

(按察使注) 按察使獨不在筑紫云々、多例矣、

(松陰附記) 按、多賀城亦一證力、

(國司條) 古通畿内外云云尹之、注、縣是王田、云云以歸縣、

筑紫、無邪志、珠流河、橘花、倭、出羽、屯倉即縣官所知也、弩師講武備變、

注 夫郡地為豪族之私有云云、即莊園地也、

(國守及介條) 國守每年一巡、

(郡司條注) 其郡司並取國造云云、亦與其選舉二歟、

令 八月念一日始ル

弘仁格序曰、聞律以懲肅為宗、令以勸誠為本、格則量時立制、式則補闕拾遺、

令義解 天長十年二月十五日正三位右大臣清原夏野……………明法得業生大初位下漢部松長等奉勅撰、

官位令 職員 後宮職員 東宮職員 家令職員 神祇 僧尼 戶 田 賦役

學 選叙 繼嗣 考課 祿 官衛 軍防 儀制 衣服 營繕 公

式 倉庫 廐牧 醫疾 假寧 喪葬 關市 捕亡 獄 雜 壬子九

月四日卒業

(松陰附記) 右大宝令義解十冊、皆古 朝廷之所以治平天下、而万世之型模也、或曰、古今異制異勢、且以一藩國

倣 朝廷、其僭當何如哉、余竊為下不善誦者、夫如其官位之尊、衣冠之莊、誰不知其不可僭、即僭

也戮辱立臻、將門之事可鑑已、然 朝廷嘗以是号令天下、乃万世之型模也、裁而制之、則存于其人矣、

天安二年三月、在周防國二俟神預官社、

貞觀元年正月、長門國授從五位住吉荒魂神從五位上、

口分田 墾田 義倉 租庸調

肝衝ツキ

肝坏ツキ

肝屬九州軍記

今用肝付、

(推古紀天武紀 日本紀後紀天武紀等より數條を抄出)

史記 (抄出目次)

(秦始皇本紀十六條)

(二世皇帝一條)

(項羽本紀十七條)

(松陰評)

蓬頭子曰、楚漢之所_レ以興亡、曰仁、曰暴、道學先生之所_レ嘖々、吾亦何言、獨有_レ道學先生之不_レ敢言者、吾乃

言_レ之、項羽之斬_レ假守會稽守 殷通

頭、斬_レ上將頭宋、是興之機也、從_レ義帝、尋殺_レ之、亡之兆也、而其與_レ漢爭_レ雌雄

者、在_レ滎陽成臯廣武敖倉之間也、楚困_レ滎陽甚急、漢使_レ御史大夫周苛、縱公魏豹守_レ滎陽、而漢王出走、已而

終失_レ滎陽、後項羽使_レ曹咎守_レ成臯、勿_レ與戰、自當_レ彭城、而成臯遂為_レ漢所_レ挑、出戰失_レ守、夫楚失_レ成臯、漢

失_レ滎陽、其事大相類、而興亡不_レ同者、何也、漢有_レ彭越、衝_レ楚脇、有_レ韓信、擊_レ楚背、而楚以_レ竟且_レ拒_レ韓信、

自進逐_レ彭越也、兵法云、致_レ人、不_レ致_レ於人、致_レ人者興、致_レ於人者亡、吾於_レ漢楚之事、知_レ之矣、

右任_レ筆書_レ意、備_レ他日再讀_レ之考、 壬子晚秋仲一

(高祖本紀六條)

(呂后本紀一條)

(孝文本紀七條)

(孝景本紀一條)

(孝武本紀二條)

(十二諸侯年表二條)

(六國表一條)

(漢興以來諸侯年表四條)

(高祖功臣年表二條)

(惠景間侯者年表二條)

(禮書一條)

(樂書一條)

(律書一條)

(封禪書一條)

(平準書九條)

蓬頭子讀_レ封禪平準二書、掩_レ卷而長大嘆曰、遷古之良史哉、漢尙近_レ古哉、夫漢武以_レ非常之資、而舉_レ無前之事、其弊_レ困瘼_レ民、亦非常無_レ前已、而大端有_レ二、曰_レ封禪、曰_レ平準、而遷者、武帝時人、且向已觸_レ天子怒_レ下_レ蠶室、今則正直行々、執筆不_レ諱、豈後人之所_レ及哉、且後人果能為_レ之、則族矣、二書叙事議論、金錢可_レ斷、數千載之下、引_レ筆抄_レ之、落_レ紙隆隆々有_レ聲、封禪書末曰、自此之後、方士言_レ神祠_レ者、彌衆、然其效可_レ睹矣、其笑甚苦、平準書末曰、卜式言曰、縣官當_レ食_レ租衣_レ稅而已、今弘羊令_レ吏坐_レ市列_レ肆、販_レ物求_レ利、亭_レ弘羊、天乃雨、其聲甚厲、噫、漢尙近_レ古哉、遷古之良吏哉、

壬子九月十七日

吉田大次郎識

(河渠書四條)

(宋世家二條)

(楚世家二條)

(鄭世家一條)

(趙世家二條)

(陳涉世家一條)

(荆燕世家一條)

(齊悼惠王世家二條)

(蕭相國世家四條、其中一條鮑生之計)

屏居讀書抄

(松陰評) 大按 鮑生之言、有三大關、係於漢家、羽疑增之事、亦可觀矣、而人或不深察焉、善戰者、無智名、無勇功、信夫、

(松陰評) (留侯世家二條) 蕭何其國相歟、張良其行相歟、後之為二相者、法而有餘矣、
(陳丞相世家二條) (梁孝王世家二條、其一條左の通り)

褚先生曰、諸侯王朝見天子、凡留長安、不過三十日、
(松陰) 蓬頭子曰、漢法、亦非至者、

(三王世家三條、其一條は三策命文を録す)
(松陰評) 見漢廷奏覆頒下施行之体、三策命、語言溫直有成周訓誥風段、

(蘇秦傳二條) (張儀傳一條) (白起傳一條)
(松陰評) 齊有孟嘗、趙有平原、魏有信陵、楚有春申、吾獨取信陵、

(廉藺傳一條) (李斯傳一條) 十一月八日抄 (蒙恬傳一條)
(黥布傳一條、楚項羽擊齊徵兵九江之事、漢王人を淮南に遣りて楚に倍かしめんと謀る事)
(松陰評) 此斷楚左臂也、與彭越韓信以擊楚脇背、同一良計、知天下形勢者之所獨造也、

(韓王信盧綰傳一條) (樊鄴灌傳四條) (張丞相傳三條) (袁盎晁錯傳一條)
(酈生陸賈傳二條) (劉敬叔孫通傳二條)

(吳王濞傳一條) (匈奴傳二條) (平津侯主父傳三條)

(南越尉陀傳四條) (東越傳一條) (朝鮮傳二條)
(西南夷傳二條) (循吏傳一條) 十一月十一日抄 (汲鄭傳四條)

(儒林傳二條) (酷吏傳三條) (大宛傳六條)
(貨殖傳六條)

禮書・樂書・律書・歷書・天官書・封禪書・河渠書・平準書・刺客列傳・匈奴・南越・東越・朝鮮・西南夷・循吏・儒林・酷吏・大宛・游俠・佞幸・滑稽・日者・龜策・貨殖・十二本紀・八書・三十世家・七十列傳、
嘉永壬子十一月十一日卒業、是日寒風栗烈、雪華繽紛、

松陰蓬頭子 吉田大次郎藤矩方識

(附書紙題表)

壬子十一月望後一日

漢書抄錄

吉田大次郎

(表紙の見返しに左の書附がある)

高惠 呂后 文 景 武 昭 宣 元 成 哀 平 孺
蕭曹 右王陳 左陳審

漢書 (抄出目次)

(諸侯王表、高・惠・高后・文功臣表各一條)

(百官公卿表三十條)

(刑法志二條)

(食貨志十二條)十一月廿一日抄

(郊祀志三條)

(松陰評語)

天文五行之尚志、怪誕不經、不足觀已、五行志引三洪範之五行五事、最可鄙矣、

(地理志十四條)

(溝洫志四條)

(藝文志一條)

(陳勝項籍傳二條)

(陳餘盧縮兩傳各一條)

(楚元王三條)

(曹參一條)

(夏侯嬰二條)

(張蒼陸賈万石君各一條)

(文三王景十五王各一條)

劉向、司馬相如 賈誼 晁錯 賈山 至言 路溫舒 尙德刑 韓安國 與三王恢論匈奴和親 董仲舒 公孫弘 趙充國 屯田奏

(李陵四條)

(公孫敖)

(松陰評) 三亡卒、當斬、二贖為庶人、蓬頭子觀漢武時諸名將、無一不當斬贖為庶人者、而如敖其最也、夫驕情

以引勝、以卒予敵者、其罪固大矣、然、勝敗之故、各有由而然、宜按其所以然、而後定其罪也、而漢

法一切當斬、嗟亦慘矣、兵要錄論三陣三獲、近矣、

(董仲舒二條)

(卜式一條)

(魏相四條)

(霍光一條)

(趙充國三條)

(蕭望之一條)

嘉永壬子夏六月下旬

(附書紙題表)

人名錄
地名錄

(人名及地名は、溫故私記、吉田物語等の毛利氏關係書中から、見るに隨ひ書抜いたものと察せられる)

(次に、尼子・陶・内藤・大内諸家の略系がある)

(次に、異説區と題して、安藝の佐東郡、佐伯郡の異同、志道太郎三郎の實名の異説、相合四郎の實名の異説、安藝の安藝郡と安南郡との異同、備中の猿懸城と備後の猿懸城跡との事を略記してある、その標題の下に壬子九月六日と記してある)

貞丈雜記 (抄出目次)

雜記卷十一

武具類之部

調度掛 長具足 うつほを付る 鉄砲 鎧と具足 着長 腹卷 腹當 胴丸 鎧のおどし毛
はらぬき やまとうつほ うつほの身 うつほの子 かけかわ とひやう さかつらの籠

楠流卷一 (抄出目次)

一夫ノ耕作田 兩陣互ニ出ル時 堀ノ浅深ヲ見ル事 水ノ變化 仁義禮智ノ門 山城

同卷三 (抄出目次)

町場積リ ダキ矢倉 升形ノ本圖

同卷四 (抄出目次)

竹ノ事 城攻捨

本邦刀劍考 (抄出六條)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

抄錄四種

鈐錄抄
高青邱詩鈔
抄制度通
擬明史列傳鈔

解題并凡例

一、こゝに聚めた四種の抄録は、松陰の批評や考證など殆んどないものである、本全集では、かゝる種類のものは單に抄出目次を編者が作つて内容の大體を示すに止めることゝしたため、極めて紙數が少くなるから、こゝに一括したのである、

一、松陰の批評ある場合は原文を掲げ、跋文題詩序文その他書き入れはそのまま、に存した、抄録原本に就いては、各委員の調査したところを各書のはじめに記した、

(委員 玖村敏雄)

鈴録抄

原本は、松陰の自筆半紙十枚、他筆四枚の一綴にして、吉田庫三氏は平戸遊學以前の筆蹟なりと云ふ、或は然らん、内容は徂徠の鈴録卷六及卷八の一部を抄録したるものである、内二個所松陰自身の評註が加へてある、他筆の部には「器械」「相圖・烽燧」の表題あるも、極めて幼稚なるものゝ筆にして、前者には重複が多く、後者には甚しき誤脱がある、

(委員 廣瀬豊)

夜ノ物見 (卷六候標の部)

又夜ノ物見ニハ物見杖ト名付テ弓ニ白羽ノ矢ヲ持モノナリ、タトヘハ物ノ動ク不レ動此方ヘ來ル先ヘ行ハ弓ニ疊紙ヲアテ、見ルニ、遠近ヲ知ルニハ射テ見レハ手答ニテシル、ナリ、カキ物聞一調ノ習ト云ハ、銅ニテ徑三寸両面ニ柄付鏡ヲ作り持チ、地ニ立テ、月額ニ押當テ耳ヲ地ニ付テ聞時ハ人馬ノ來ル足音地ニヒ、キテ聞ルト云ヘリ、(松陰)按、柄付鏡器(ユ脱カ)キカ如シト云(松陰)、瑣屑録ス、總ノ夜ノ物見ハ馬ノ舌ヲ引出ノ紙ニテ卷キ、裝束ニ白キモノ光ル物ヲ忌ヘシ、火影ノ映ナトルニ足ラズ、故ニ畧レ之、(クキ)水色ノ様子晝トハ替アルモノナリ、挑灯松明等ハ目通りヨリハヒキ、モノナリ、遠キハ高く近キハ卑ト知ヘシ、水色ハ川底ニ少シアル水モ岸ヲ浸スコトク見ユルモノニ、風吹夜月影明ク、篠目ノ天ニハ柵木其外竹木モ人カト疑ル、(ハ脱カ)モノニ、又城ヲ圍タルニ城内火事アル時ハ先手ノ旗指物堀際ヘ近ク見ヘテ城ヲノルカト見ユルモノナリ、菟角夜中ハ心

ヲ落シツケ心ノ吞込ナケレハ見損スルトナリ、

カマリノ物見 (同前、略)

地ノ形粧ノ物見 (同前、略)

物見 (同前)

上又敵ノ模様ヲ伺フコトハ前靜ニシテ後勢ヨリ動クハノク敵ナリ、後靜ニテ前ヨリ動キ物見ヲカクルハ懸ル敵ニ、前後器ニ不レ動ノ物見ヲ出スハシヨル敵ニ、足輕ヲ出シ小持合ヲ仕カケ此方ヲイラフハ引掛クル敵ニ、必伏アリト知ヘシ、士卒物ヲイハス將吏ノ下知ノ音ハカリ聞ユルハ勇ム敵ナリ、鳴音サワキ立テ下知ノ音聞エヌハヒルム敵ナリ、崩ル、敵ノ旗色アシク胴勢ヨリ先ヘ崩レタチ小々返シ合スルモノアルハ眞崩ナリ、先手ヨリ崩レ返合ス足モト正シク旗色モヨキハ虛北ナリ、必伏アルモノナルユヘ軍兵ニケナカラ伏ノ方ヲ時々見ルモノナリ、又大物見ト燒働トノ差別ハ、大物見ハ備正シク、燒働ハ正シカラス、又川向ノ敵馬ニノリ左右ニ飛道具ヲ立テ円クナリテ川上ニ臨ムハ川越ス敵ナリ、佩楯空穂アチリナトテハズスモノナリ、騎馬オリ立テ後ニサガリ川端ヘ足輕ヲ出スハ越ヌ敵ニ、晝ハカノシキ軍ヲセズ足輕ナトテカケテ此方ヲ疲サントシ人数ヲカバヒテ置クハ夜打ヲセント思フ敵ナリ、又小荷駄ヲオロシ兵糧ヲ遣ヒ小斥候ヲ出シ四方ニ徘徊シ陣具ヲ取ル体アルハ陣取敵ニ、物見ヲ不レ出士卒色メキ陣具ヲモ不レ取小荷駄ヲモオロサヌハ陣取(ヲ脱カ)引ヘキト思フ敵ナリ、城營ニテ飯ノ烟揃ヒ旗ヲヒキ指物ヲトルハ打出ル敵ナリ、サナキハ不ニ打出敵ニ、又山中ニ旗多ク見ユレハ敵ナキト知ルコトハ鳥恐レヌ獸走リ入ルモノナリ、又人氣立チ馬ノ嘶声人馬ノ糞氣アリ朝露落

チテ下草ノナミソロハズ木ノ枝モソコチ葉ヲ落タル体アラハ人アリト知ルヘシ、又城中ノ草木ノ葉ナクナルハ粮尽ル
ト知ヘシ、城中ニ立並ヘル鎗ナト揃タルハ足輕ナリ、揃ハヌハ士ナリト知ヘシ、大抵傳授スルハ是等ナレト尙心ヲ用
ヒバ是ニ止マルヘカラズ、殊ニ兵ハ詭道ナレハ重手^(裏カ)ヲ打敵アリ、習傳授ニ泥ム時ハ却テ敵ノ計ニ落ルコトアルモノナリ、
^(松陰)按、習傳授ニ泥ム時ハ敵ノ計ニ落ル実ニ然リ、故ニ山廉先師斥候篇ヲ終ル視觀察ノ三字ヲ以テス、用意深シ、物氏
ノ粗脱ナル亦此ニ見ルコトアリヤ、

地形 (同前、略)

内習 (同前、略)

糧食 (卷六粮餉の部、略)

器械 (卷六烽燧の部望樓車、略)

器械 (卷八陣法上の部、略)

陣取 (卷六烽燧の部、略)

押前 (卷六粮餉の部、略)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

抄制度通

松陰が安政二年、野山獄中に在りて、夏より秋に亘り、伊藤長胤著制度通を讀みたる事、野山獄讀書記にあり、恐らくそ
の當時抄録したるものであらう、原本は東京市吉田茂子氏所藏で、罫半紙二十一枚全部自寫である、(委員 廣瀬豊)

目次

○三公三師三少ノ事

○唐三省 本朝太政官ノ事

○六官九寺六部八省之事

○本朝之制、置三八省二分三管諸司

高青邱詩鈔

安政二年十月、野山獄中に於て、明の高季迪の「高青邱詩集」を讀んで、思親思友の詩を抄録したものである、原本本文は二十行罫半紙に四十五首書いてあり、黙森が後年に記した序文、松陰の題詩が附けてある、鈔詩には批圈點も批評も施してはない、

(委員 玖村敏雄)

高青邱詩鈔

(目次)

二十一回藤寅選

- 秋夜同_二周著作_一宿_二婁浦_一
- 送_下陳秀才_上歸_二沙上_一省_三墓_二
- 答_二陳校理_一尋_レ花已落之作_一
- 舟中聞_レ歌
- 登_二江閣_一遠懷_二徐記室_一與_二杜進士_一同賦
- 蘇李泣別圖

- 過_二保聖寺_一
- 雲山樓閣圖
- 歎_二庭樹_一
- 湖上見_レ月憶_二家兄_一
- 隋宮
- 客夜聞_二女病_一

夜中有_レ感

題_二趙魏公馬圖_一

晏嬰

夢_二余唐卿_一

王章

離_二江館_一一月、有_レ感

袁安

贈_二杜進士兒端_一

張昭

題_二松雪翁臨祐陵草蟲_一

題_二宋徽廟画眉百合圖_一

臥_レ病夜聞_二隣兒讀_レ書

得_二故人書_一、知_レ未_レ入_レ京、因寄

十二月十七日夜偶成

聞_二王翰林使_レ蕃

己酉初度

宣和所_レ題畫

夜雨江館寫_レ懷

金徵士潤玉、留_二宿江館_一、阻_レ雨連夕

江上逢_二旧妓李氏見_レ過

登_二白蓮寺閣_一、貽_二幼文_一

慰_二徐參軍喪_レ子

夢歸 (二首)

鷄陂

讀_二徐七北郭集_一

謫仙像

託_二流人_一寄_二書家兄_一

秉_レ燭夜遊圖

深院

送_二友謫_レ戍

館娃閣

夜寫家書

十月八夜抄畢、因題

雨歇燈寒夜漏遲、高青邱集讀殘時、姑蘇風景閑過去、細抄思親思友詩、

二十一回寅

○(默霖序文)

高青邱詩抄者、亡友吉田義卿先生所手膾、蓋在獄中、不_レ耐_二無聊_一、借_二覽此本_一、隨_二其所好_一以抄_レ之、後授_二之人_一、實為_二身後之遺物_一、且足以視_二其情致_一矣、今觀_二其手澤_一、如下對_二其人_一親話者、余詎無_レ感_二于此_一乎、昔者激論侵_レ罪、今成_二一新之世_一、而隔世永違、豈不_レ悲哉、余與_二先生_一別後、劇病殆死、無_レ成_二于文辭_一、所作亦多投_二火中_一、先生雖_レ在_レ獄、而立言不_レ止、聿成_二身後名_一、不_レ違_二生前之壯言_一也、諸書已上梓播傳、世自有_二知者_一、余碌々至今、無_レ成_二一事_一、唯獨喜_二王化復古之大義_一、使_二先生在_一焉、則豈無_レ所_レ話也耶、既逝悲夫、拭_レ淚序_レ之、

雪溪真名介

(德山町石田浩一氏藏 校合濟)

擬明史列傳鈔

擬明史列傳は、清の汪琬の撰述である、そのうちから松陰が五十七人の傳を抄録したのが即ち擬明史列傳鈔である、これは安政六年正月三日から九日までの仕事である、原本は半紙二つ折形、表紙は厚紙濫引に刷毛目を見せ、標題は他筆、本文は、全面二十行毎行二十格の青罫紙に、悉く自寫してある、

(委員 安藤紀一)

擬明史列傳鈔 抄己未正月三日起、其九日訖、(傳文は略し人名のみを掲げる)

寧國公主	明玉珍	張士誠	陳有定	納哈出
徐達	湯和	沐英	廖永安	胡海
張溫	孫炎	胡深	王銘	武德
鄭湜	徐宗實	劉辰	李仕魯	韓宜可
葉居升	汪河	傅安	李春芳	毛澄
朱希周	秦金	何孟春	徐文華	鄒守益
馬理	舒芬	朱澗	豐熙	安磐

楊言	夏良勝	薛蕙	汪應軫	王思
張原	邵經邦	章商臣	馬永	趙時春
王象乾	李逢時	金士衡	侯震陽	周宗建
周順昌	喬可聘	衛景琰	歸有光	黃淳耀
蘇伯衡	湯祖契妻			

(書後)

余之投獄也，同志之士，詣政府，請罪狀，及請宥免者，前後不少，坐是得辜者，至于有八人焉，誠為近時希觀事矣，先是，余與同志，奮發踴厲，以尊攘為己任，頗致物議，而在江諸友，交書戒余曰，東漢之季，朱明之晚，非盛世之所宜比焉，且近不鑒水戶覆轍乎，余曰，東漢之季，勝於西漢，朱明之晚，優於趙宋，而今日諸藩，孰出于水戶之上者，已而事遂至于此，諸友言則中矣，而余未知所悔也，夫庸人當路，衆苟媮媮奉承，則國無事矣，有二人攻之，又有數人繼之，庸人不能勝，則目為朋黨排之矣，賢材在下，上苟抑塞棄置，則國無事矣，有二人引之，又有數人推之，俗吏交忌之，則亦目為朋黨擊之矣，畏其目為朋黨，不如此不攻且引，不如此不攻且引，庸人俗吏，竊位偷祿，自以為得計，為人莫已若焉，國事遂不可為矣，然則

何違畏朋黨哉，今文恬武熙，二百餘年，國家之綱紀，亦少弛矣，其在上下者，果皆賢材乎，其在下者，果皆愚魯無能乎，天子之勅，幕府諸藩，不能遵奉，吾公之旨，大臣有司，不能對揚，是豈常故哉，生遇非常之時，常途守轍，非志士之義也，然則今日之禍，亦何足道哉，吾於漢土歷代，最喜朱明，謂靖難兵起，則壬午殉難，如彼其盛，流賊陷燕，則甲申死節，如彼其夥，終之已滅復燃，至再至三，忠義猶有其人矣，雖不能如東漢之有蜀漢，崇禎弘光，死于社稷，又非靈獻之所及也，吾神州人物忠厚，政教寬柔，然尚武之俗，踰越于萬國，何如近時陵夷之極，無論漢明，乃併弱宋，不能及焉，生今反古，回衰復盛，茫茫八洲，舍吾黨其誰望也，若乃水戶諸士，則先獲吾心者哉，清汪君文擬明史列傳二十四卷，其於朱氏人物，蓋不能百一，然大禮獲辜諸臣以外，正德南巡，天啓逆闖，馬市復套諸事諫臣林立，書疏雲集，亦可見其一班矣，余嘗誦而偉之，下獄後，時復一閱，至其最激烈悲壯者，隨抄之，又隨朱批之，乃寄之同志曰，今天子之勅諭，不特嘉靖大禮，吾公之東觀，亦豈正德南巡，朱氏之臣，既已如彼，而未知諸君何以報神州，亦何以報公家也，遂書之其後云爾，己未正月九日，二十一回猛士藤寅書，

(萩市松陰神社藏 校合濟堂)

武教全書書入

解題并凡例

一、幕末に於ける山鹿兵學の研究は武教全書に集中せられたるの觀があり、松陰も亦自ら稱して「僕も武教全書を研究する事數十年〔見合頭取も同様の事〕、全書の意味少しは會得仕居候」(書簡四六)とて頗る得意のものであつた、然るにこの武教全書の講義は、武教全書講録と二三の武教全書講章斷片の外残つて居ない、故に松陰のこの方面を探らんとすれば、この武教全書の書入によらなければならぬわけである、

一、原本は東京市吉田茂子氏藏にして、美濃紙二つ折、各冊約七十枚合計十冊である、本文表紙共に全部他筆で、所々に松陰自筆の書入れがある、書入の場所は上欄又は行間で、全部で約百三十箇所程ある、

一、原本は、名は武教全書なるも、實はその訓註で、長州人張久右衛門の註なりと云ふ、(書簡二八)

一、吉田庫三氏はこの書は松陰平戸遊學の際携行したものであるといふ、或はさうであらう、何れにしても若い時分から手に入れて愛讀し、熱心に研究した様子が分る、のみならずこの書入に依つて、松陰の講義の基づく所と一般兵學思想を窺ふ事が出来る、只恨むらくは吉田家所藏本によらねば書入の意味を適確に理解する事のむづかしい事である、然し他の類似本によるも逐條参照すれば、殆んど吉田本に近づく事が出来ると思ふ、

一、書入の内容は、會心のところに適する様な文句を、諸種の書籍から抽き來りて或は説明に代へ、又は評に代へたものが主である、時には自身の評もある、本編はその梗概を例示する爲に、主なるもの二三を摘録した、

(委員 廣瀬豊)

武教全書

主本(の章) 大將八心得ノ事(の節)

衆不レ可レ頼(の項)

(註) 我勢イカ程大軍ニテモ、時勢ニ依テ小勢ニ打負ルコアレハ、大勢トテ頼ニスルハ不レ宜ナリ、

(松陰註) 如下北條早雲之於三両上杉、漢光武之於中王尋・王邑、能以レ少勝レ衆、則衆果不レ可レ頼也、

撰將(の章) 侍大將物頭物奉行ニ不ニ申付ニ人品ノコ(の節)

一、我意ヲ立、^{反忠}血氣ノ勇有テ、^{似勇}勝負ノ善惡ヲ知サル侍ノコ(の項) (行間は松陰)

(註) 我心ニ叶ハサレハ君命ヲモ用ス、我藝ヲ高慢シ、我云コハカリヲ無理非道ニ云ツノリテ、勝負ノヨシアシヲハ
勘弁セス、ツ、カ、リナル人柄ノコナリ、

(松陰評) 君即將之、詳見ニ主本之註、與ニ孫子等所謂君命有コ所レ不レ受、非ニ同日之論、

用士(の章) 軍中へ可ニ召連ニ人品ノ事(の節)

鍛治

武教全書書入

(註) 劔鎗矢根ノ類或ハ釘等ヲ造ラシム、

(松陰解) 古事記傳八、二十四葉、鍛人ハ加奴知ト訓ベシ、字鏡ニ鍛師ハ加奴知トアリ云々、金打ヲ約タル名ナリ、後ニ加遲ト云モ此加奴知ノ約タルゾ、和名抄ニ鍛治ノ字音ヲ訛テ、俗ニ鍛治ト云ヨシ云ルハ中々ニ誤ナリ○按、扱レ此則鍛治作ニ鍛治、訓ニ加遲ニ亦可、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟麴)

七書直解書入

解題并凡例

一、松陰の支那兵學に對する造詣を知らんとするものは、第一に孫子評註によらねばならぬ事は勿論である、然しその次に見なければならぬものは七書直解である、思ふに松陰は、十五歳の時に藩主より褒美として七書直解を賜はつて以來、特に専心これを研究したに相違ない、然るにこの七書直解は、十七歳の時、林眞家寄寓中火災の爲に一冊を残して烏有に歸したが、その後再びこれを得て、研究を繼けたのがこの本であらう、尤もこの本には、久保藏書と記入してあるから、久保より譲受けたものであらうか、

一、原本は東京市吉田茂子氏所藏にして、劉寅著、張居正增訂、錢塘翁鴻業重較と記されてある日本版で、寛永年間京都澤田某の發行にかゝる、

一、本全集に於ては松陰自筆書入の主なるものを輯め、その欄外の書入は上段に組み、これに關係ある原文を下段に組込んだ、尚ほ上下兩段を通じて行間・餘白及上欄の細字、並に圈點角點段落記號等は皆松陰の筆である、但し本文最初の序目録の頁のみはこの例によらず、上下兩段ともに原文を載せた、

(委員 廣瀬豊)

七書直解 (十三册)

序目録 (九枚右)

武經直解 引用註書姓氏

魏武帝註孫子
曹操孟德

張預

陣暉

孟氏

梅堯臣宋人

何氏

鄭友賢

蕭吉

孫鎬

陸希聲

杜牧唐人

李筌唐人

賈林

杜佑

王哲

張賁

紀燮

沈友

吳璋

賈詡

(九枚左)

成氏

張載宋人
字子厚

曾峻

(細字のみすべて松陰の書入)

呂惠卿宋人

王震

郭逢原

卷三 (題箋卷三) 孫子二

(二枚左)

不可勝者守也、

言下見敵人之無可乘之形、不可以勝、且守以待之、

此註、當在三可勝者攻也之下、

○一說敵人不可勝我者、以我能守也、我可二以勝敵者、以我能攻敵也、

○

(十一枚左ヨリ) (十二枚右ト)

故善戰者其勢險、其節短、

故善用兵者、因物觀理、而得其妙、所以制陳

法、必險其勢而短其節、蓋險者、峻急之意、短者、

促迫之候、險則氣盛、而其發也暴、固難禦、短則力

全、而其應也速、固易勝、上勢節、泛言奇正之用、

此則就出奇言、下曠弩發機、又險短之喻、如麴

義破公孫瓚、發伏於數十步之内、周訪敗杜曾、奔

正中發法ノ距度ニテ、吾礮ヲ以テ試驗スルノ地位ニ敵兵進ミ

來ル迄ハ忍^{忍ハ節}ンテ之ヲ逼近セシメ、此時ニ至テ能ク照法ヲ正フ

シ速カニ敵軍ヲ驚動畏縮セシメ、進攻ノ兵ノ敗傷ヲ起發シ、

兵学小識六編五冊メ戰闘術門二十八

孫臏謂田忌、兵法、百里而趣利者、蹶上將、五十里而趣

利者、軍半至、語本于此與、將別有所承與、

以飽待飢、所以令飽之術、當深思焉、

史第六十四、史、穰苴傳 列傳四、太史公曰、余說司馬兵法、

闕廓深遠、雖三代征伐、未能竟其義、如其文也、亦少

褒矣、若夫穰苴區々爲小國、行師、何暇及司馬兵法之揖

讓乎、世既多司馬兵法、以故不^レ論、著穰苴之列傳焉、

蘇軾轍普、史記、司馬穰苴、齊景公時人也、然戰國策云、司

馬穰苴爲政者也、潛王殺之、當以戰國策爲信、且燕晋代

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

七書直解書入

齊之事、左氏不見、實爲潘王却燕晉也、

○二子之說大意如此、宛委餘篇云、晏子云、景公飲酒、夜移於司馬穰苴之家、云々、

比小八字、周禮、司馬政官之職載之、鄭注、使大國親小國、小國事大國、相合和也、易建万国親諸侯、

繫辭上傳、古之聰明睿知、神武而不殺者夫、本義得其理而不假其物之謂、○孟子尽心下、大而化之、之謂聖、々而不知之、之謂神、

○司馬法仁本篇

比小事大以和諸侯、

比親比也、親其小國……

(十一枚裏一行目)

卷七 (題箋卷七) 太宗問答一

(七枚表)

靖曰、陛下天縱聖武、非學而能、臣按兵法、自黃帝以來、先正而後奇、先仁義而後權譎、聖一作神、

李靖對曰……(以下五行略)……

仁義者治天下之常經也、所謂古者以仁爲本、以義治之、之謂正是也、正不獲意、以權濟之、

……(二行略)

孫子謀攻篇、五則攻之、曹註、以五敵一、則三術爲正、二術爲奇、倍則分之、註、以二敵一、則一術爲正、一術爲奇、岡白駒魏武註孫子序曰、杜牧謂、孟德所註、十不釋一、蓋惜其所得、自爲新書爾、

他人無能見及于此者、

(十枚裏九行目)

○素分
靖曰、按曹公新書曰、己二而敵一、則一術爲正、一術爲奇、己五而敵一、則三術爲正、二術爲奇、此言大畧耳、

(十一枚表五行目)

○時制兵勢篇
唯孫武云、戰勢不過奇正、奇正之變、不可勝窮……

(本文以下一行略)……

(冊二枚表六行目)

○回顧
臣西討突厥、越險數千里、此制未嘗敢易、蓋古法節制信可重也、篇首至此、蓋一時之說話、中間有許多議論轉折、而分段井然、然意實相接、終復回顧照前、

古人、漢文帝十一年、龜錯上言兵事之語、勢通鑑作形、

貞觀元年正月、上宴群臣、奏秦王破陣樂、上曰、朕昔受委專征、民間遂有此曲、雖非文德之雍容、然功業由此而成、不敢忘本、

○太宗爲秦王、破劉武周、軍中作此樂曲舞、

(卅九枚表終行)

太宗笑曰、番人皆爲卿役使、古人云、以蠻夷攻蠻夷、中國之勢也、卿得之矣、

卷八 (題箋卷八) 太宗問答二

(十三枚表二行日)

臣竊觀陛下所製破陣樂舞、前出四表、後綴八旛、左右折旋、趨步金鼓、各有其節、此即八陣圖、四頭八尾之制也、人間但見樂舞之盛、豈有知軍容如斯焉、

卷九 (題箋卷九) 尉繚子一

(一枚表)

尉姓、繚名、子者、後人尊而稱之也、魏惠王時人、按雜家者流、漢書藝文志云、尉繚二十九篇、注云六國時人、劉向別錄云、繚爲商鞅學、又兵家形勢尉繚三十一篇、(以下五行略) 亦藝文志所載

(餘白書、松陰)

大梁人尉繚、來說秦王曰、以秦之疆、諸侯譬如郡縣之君臣、但恐諸侯合從、翕而出不意、此乃智伯夫差、滑王之所亡也、願大王母愛財物、賂其豪臣、以亂其謀、不遇亡三十萬金、則諸侯可盡、秦王從其計、見尉繚、衣服食飲與繚同、繚曰秦王爲人、蜂準長目、鰐鼻、豺聲、少恩而虎狼心、居約易出、入下、得志亦輕食人、我布衣、然見我常身自下我、誠使秦王得志於天下、天下皆爲虜矣、不可與久游、乃亡去、秦王覺、固止以爲秦國尉、卒用其計策、而李斯用事、史記秦始皇本紀十年案、魏惠王末年、至秦始皇十年、殆百年、然則是別一尉繚乎、

○ (五枚裏三行)

夫土廣而任則國富、民衆而制則國治、富治者、民不發、○輒、甲不出暴、而威制天下、故曰兵勝于朝廷、

○輒、輒、車輪之木也、去輒輪動而車行、故凡初爲則曰發輒、

兵之道、有教有試有閱、三者備矣、然後無處不勝、

勅卒令第十八

(十九枚裏八行目)

百人而教戰、教成合之千人、千人教成、合之萬人、萬人教成會之於三軍、三軍之衆有分有合、為大戰之法、教成試之以閱、

(廿一枚裏三行四行)

興軍者、前踵軍而行、合表乃起、去大軍一倍其道、去踵軍二百里、期於會地、為六日熟食、使為戰三百日玉五百日玉ノ砲戰守兼用スルモノ是ニ於テ用アリトス備、分卒據要害……

卷十二(題箋卷十二) 六韜一

(十五枚表二行目本文第二段)

余初謂、位是照前文臨字、聽是照無遠、明是照周字、覆而思之牽強甚、

文王曰、主位如何、太公曰、安徐而靜、柔節先定、善與從善如流、為善與、唯其善與、何爭之有、而不爭、虛心平志、待物以正、

(同 七行目本文第三段)

極測德極酌

文王曰、主聽如何、太公曰、勿妄而許、勿逆而拒、許之則失守、拒之則閉塞、高山深淵四句、以與神明二句、唯正故靜、講習討論常持、淵度之、不可測也、神明之德、正靜其極、其字虛又虛注非、此一節之意、思過半、

(十七枚表八行目第五段)

所謂丹書即此時間答歟、亦酌語、

故義勝欲則昌、欲勝義則亡、敬勝怠則吉、怠勝敬則滅、

武韜發啓第十三

(卅四枚裏八行目)

必見天殃、又見人災、乃可以謀、必見其陽、又見其陰、乃知其心、必見其外、又見其內、乃知其意、必見其疏、又見其親、乃知其情、

(其 其心其意下同例)

卷十四(題箋卷十四 內部卷十二) 六韜三(七枚裏一行)

三陣第三十二按、三才亦有生序行序、是以理言、故以生序、或以三行序、者以用言耳、故

雜纂

解題并凡例

一、松陰の自記で、書翰にもあらず、詩歌文集に入る、程のものにもあらず、唯その覺書に止るものがある、今これを雜纂の名の下に纏めた、尤もこの種のもは抄録篇中にも隨處にあるが、こゝには獨立して各地に散在するものをのみ集めたのである、

一、題名は多く編者がつけた、排列は推定の年代順による、

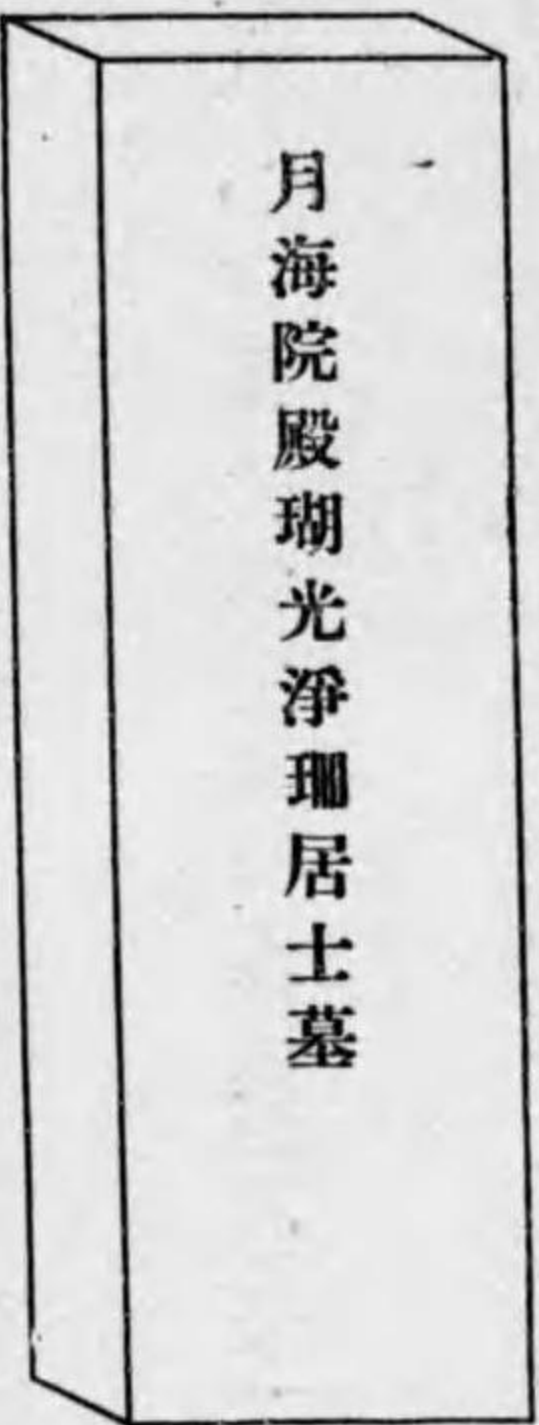
(委員 玖村敏雄)

雜纂目次

山鹿氏墓碑	弘化四年五月十八日	山鹿素行著述目錄	年代不明
溫故私記抄中の評語	弘化四年	代筆草稿	安政五年
情報書留	嘉永元年	某事件相談書	安政五年
覺	嘉永四・五年	戊午臘月、余有罪下獄、連坐諸友詩歌、有可 レ錄者、如レ左……	安政五年十二月
茶對	嘉永五年	覺悟	安政六年二月頃
獄中雜詠稿	安政二年(カ)	歩ニ舊韻一會てなん心許リヨ	安政六年四月頃
松下村塾規則	安政四年(カ)	午未傳信錄序	安政六年五月
月の畫の贊	安政四年八月	乘ニ人之車ニ者云々	年代不明
作詩圖解	安政四年		

山鹿氏墓 (行間括弧内は編者が現存碑文と
ミ照合した相違の個所である)

山鹿氏墓碑 弘化四年五月十八日



石燈籠
(貞享乙丑天九月廿六日)
貞享乙丑歲九月癸未

後 先考名高祐、藤姓、山鹿氏、別號素行子、生三元和壬戌
載八月庚戌二物、貞享乙丑歲九月癸未

孤子 政実 泣(血カ) 瀧稽頼立
高基

延宝五丁巳歲
慧光妙智大師墓 孤哀子 高興 泣血稽頼拜建之
十月十四日

山鹿修玄菴一貫具以居士碑

孤子高興泣血立

先考者、生天正乙酉九月庚申、没寛文五乙酉季十二月廿二戌日、嗚呼哀哉、一生謹厚而不食言、勤武業不忘、誨子孫不倦、能接賓客、能恤孤獨、臨終更不違平生之威儀、俄然逝、嗚呼哀哉、蠢々子孫、福壽猶可_レ望、如其言行、竟不_レ可_レ及也、故勒石永戒後昆矣、
寛文第六丙季春正月 日
濺墮涙之餘滴百拜謹誌

弘化丁未二月十五日、工藤晋之進遊牛込早稻田町雲居山宗三(二字朱書)ウサン寺素水(二字朱書)寫之、寺僧曰、先生之裔今稱ニッスイ、家ニ于八丁堀桑名侯御屋鋪近辺、

同年五月十八日、吉田大次郎寫之于松下村塾北窓之下、

矩方(花押)

(吉田康三氏曰く、弘化四年先生年十八の時寫されし山鹿氏墓碑、朱字は後年の訂正に係る)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

温故私記抄中の評語

弘化四年

(温故私記天文三年の條に「自雲州爲大物見尼子形部少輔氏久備後表へ打出、元就公刑部へ計策文ヲ書テ彼廻國比丘ニ渡セリ、比丘右文ヲ富田へ持チ行ク、晴久怒テ刑部ヲ討シム」とあるを抄録した次に左の評語がある)
○方按ルニ、彼廻國比丘ナル者ハ乃チ晴久ノ間ナリ、水能浮レ舟、又能覆レ舟ト、信カナ、

(天文八年十一月朔日の條「郡山ノ乾ニ甲山トアリ、其間五六丁、郡山ヲ目下ニ見ル、三十丁程後ニ、穴戸安藝守居城アリ、坤ノ方へ引廻テ青光井山有、郡山トノ間廿丁程可_レ有_レ之ヤ」の下に左の評語がある)

方按、坤東南間卦名、乾南北卦名也、 (東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

情報書留 嘉永元年

當嘉永元戊三月十六日津輕ハ江戸表へ御早打有_レ之候一条

此度異船地方へ押寄候ニ付青盛ハ日々早打在_レ之候ニ付松前表へハ南部ハ加勢然ル處異船ハ津輕の備へ石火矢打懸候ニ付青盛之人家千軒余焼失此様子見るハ南部勢ハ異船に向イ石火矢数多打懸候故異船散々ニ相成大風ニ灰をちらせりとく逃去り南部勢大手柄尤三番手を押し候趣御飛脚ハ直ニ委敷承り候ニ付繪圖ヲ以相印し申候 (右肩圖参照)



(東京市和田國雄氏藏 校合濟)

(覺) 嘉永四・五年(カ)

一熊本製縁頭小尻

右宮部に聞合之事來原良藏が被頼候間明日万一も忘き候ハ、吾面目無之候夏

十日

(家學傳授に關する雜文及蘭文字を記せる反故紙の一部にある自筆の覺書である、蘭文字は第五卷口繪参照)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

茶對 嘉永五年

或問、子学茶法乎、吾對曰、未也、嘗聞之、其味也、苦而甘、其器也、麤而清、其室也、樸而閑、其庭也、隘而幽、其交也、睦而礼、能樂而不奢、如此而已矣、其反之者、吾所不知也、 景山

矩方云、簡潔高古、至矣尽矣、故特錄呈、

來原・壯太・坪井竹皆英氣勃々の様子に候得共僕ハ右ニ申通閑戸先生故右ノ奴原への隔世人ノ如シ

(萩市三輪休雪氏藏 校合濟)

(白抜木版刷には終尾の一行がなくその代り次の附記がある)

右亡弟松陰東北遊歴中、所ニ手写而贈ハ、今依ニ原本ニ、禮下脱ニ教會而不レ費一句ハ、是爲レ可レ憾耳、

明治丙申初夏

學圃誌

(白抜木版刷 校合濟)

獄中雜詠稿 安政二年(カ)

○ ち子警の影の名ざりもみへぬありひとり行べき道を踏とて

○ 右ハ富永が寅が先日の歌の意ヲよめるあり

○ 紅乃梅やままとの神まゝろ擁護を仰く暖き日此晴。

○ 世話任す今年ハ聳を賞ひ得て獨手よくむ樂しミ乃酒

○ 冷しき風ハ下弦となれそよや渡りせめよし雁の一トむれ

○ 霞も霽て玉垂の内

○ 梅花馥郁發清香

雜 纂

標有梅、其实三四

常盤ナル松の緑の色添て尙幾千代の萬代やゑん
時を得て發くや梅の二つ三つ色片へある神の庭面

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

松下村塾規則

安政四年(カ)

規則

- 一 兩親之命必背をからせ
- 一 兩親へ必出入茂告をし
- 一 晨起盥梳先祖茂拜し 御城まむるひ拜し東まむるひ 天朝茂拜せる事假令病臥を共怠るをからせ
- 一 兄ハもとより年長又ハ位高き人ハはかからせ順を敬ひ無礼ある事を弟ハいふもさら也品卑き年をくなき人を愛を
るし

一 塾中ニおるてよろつ應對と進退と茂切ハ禮儀を正しをするし
右ハ第一條ハ終五條ニ至り違背有るからす若背者ハ第一條之科ハ必坐禪するへし其他四條ハ輕重ニよりに對あり

(萩市松陰神社藏 校合濟)

月の畫の贊 安政四年八月



疑則弦與晦感覽月者年中團而五座苗

丁巳仲秋、使ニ松洞写月、贈ニ無逸東行、 回誌

(萩市荒地三郎氏藏 校合濟)

右爲松蔭吉田先生致身前年之遺墨、乃距今二十有四年矣、筆鋒凜有生氣、而聲容亦猶存於耳目間、特恨欲從學末由而已、俯仰今昔、感慨無已、謹跋數句於紙端、以比諸吾家趙璧、雖然天下之寶、當與天下之士俱寶之、故它年設得其人、而授與之、則何煩二十五城之擾々哉、想先生亦當所首肯也、

明治十四年三月念五

門人横山幾謹跋

(長府町藤田清一氏藏 校合濟)

某事件相談書

安政五年

(以下三集は多分大原重徳西下策關係の書類であらう、但し三葉が「自筆草稿類」中に散在して居るから、同じ時のものか否かは明でない、三四頁覺悟參照)

兼る御申談致置候様某卿何日着萩被_レ致候早々御出張可_レ然存候以上

此度天朝大變事ニ付某卿被_レ致_二下向_一兼る勤王御深志之事故態と致_二御報知_一候間早々御出萩可_レ然候委細ハ拜面之上可_二申述_一候 以上

可_二申述_一候 以上

中谷・來原・淡水・佐八・富有・久保老人・兩野・中谷・粟屋・西圓・直八・利輔

彌_二市_一・小助・吉善・河敷・堀茂・圓妙・傳之輔・三戸・岡部・字精・大谷も・生田

岡村・李文・有吉・濱五・徳民・退輔・益豐・靜齋・岡繁・赤忠・白小

櫻井・小嶋・高靱・福忠・秋良・山本

武人・野市・河内・山貞

口徳 忠助 傳兵衛

久保・有隣・來原・佐八・前田・道太 栗屋・小國・兼重・内藤萬里

彈相 鞞相 清侍 玉木 井與

穴戸 林稅

田北

一 一件書一冊綴るき事

一 大會議之事

一 行府へ同道之事

一 隣留間之事

一 行府會員

久・世・村・赤・豐・松・小

一 上達

一大臣召見

一 諸官 諸支配 諸奉行

一 國府會議

一 國中大号

一 留守中

須佐 岡部 富

小郡

赤間 閑

阿月

大野

長崎

一出録帳

石見 須佐

市 岡繁

幸吉

小郡

傳之輔

戸野

雜

纂

肥後 小國 中谷 木梨

金出 山根 小林 菊屋 二十兩 二十四兩

直傳授無是 職人可遣 高見杏庵 肥後大事

銃兵自募 米出 前田 大賀 森田

○一斃不見再起之色、(後日書き足したものであらう)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

(全部松陰筆) 戊午臘月、余有罪下獄、連坐諸友詩歌、有可錄者加左 安政五年十二月

吉田無逸 名秀実、余嘗所贈有二字說・兩秀錄叙・送序等

竊得勤王報国名、雙刀先納匣中鳴、家門禍福昇平事、依旧檐頭喧雀声、

其二

岡部子楫 名利濟、連有吉子德、作問子大、余爲作名字說

聞説君公憂国深、孤囚慷慨泣淋々、忠魂誓欲除姦賊、即是微臣鉄石心、

附、先是、余從父兄言、嚴囚于家、(戊午幽室文稿參照)作嚴囚紀事、密召子楫示之、且使傳之諸同志、子楫有詩、云、

雪撲破窓風力窮、相思晨夕淚痕紅、豈圖朝旭臨檐外、数寸堅氷一瞬融、

其三

入江子遠 名致、余嘗贈送序

太山大事興人賢、匹夫義名肉食先、今日自知眉目好、美人憶起夜難眠、

其四

作問子大名昌昭

奸吏等ヨコバマバコバマ共賤ハ守ン忠孝ノ道

賤カ身ハ兎ニモ角ニモ輕カラヌ君ノ御上ヲ如何ニ置ラン

自詠

寅

吾原為國生、為國死豈避、死且所不避、何況叢棘窟、然而罪無名、酷負平生志、野山罪人居、

寧可混善類、賊子奸夫人、博徒兼奸利、瓦礫埋明珠、牛槽食天驥、天下將傳之、公家非美

事、後世將書之、汗青實詒累、嗚呼投獄生、寧死全其義、(戊午幽室文稿 投獄紀事參照)

附、天野清三郎見寄詩、三郎不在連坐之列、盖其人有絕群之識、余常望其為我後起、而子楫諸友謗余為

過許、而余未能變前說也、其詩曰、

(一字下) 凛冽梅花埋雪中、暗香馥郁遠相通、他時果有探尋客、知是將來後起雄、

附、須佐家臣大谷茂樹、余蒙譴之前數日、嫌疑蜂起家主禁其往來于松下友一贈答書信、因請辭其扈從職、家主溫

慰不兔、有詩曰、

仰思君寵此身全、俯憎群邪弄事權、歸不可、歸留亦懶、寒窓涵袖訴蒼天、

(第四卷戊午幽室文稿附錄參照、重複せるものもある)

(東京市入江貫一氏藏 校合濟藏)

覺悟 安政六年二月頃

一 君公御諫仕勤王可致候事成レハ榮寵を今日ニ辱ふし不レ成ハ聲名ヲ萬世ニ傳ふ事^{べし}

一 御發駕有レ之候者來御歸國までハ先勤王攘夷ハ難レ申勢あり其内ニ 天朝幕府之事片付候時ハ御當家何の面目

あらん吾輩何の面目あらんされハ御發駕迄ニ是非身命可ニ差上事

尤同志中一統^(孝明天皇御臨につき)皆打死仕候共忠義之種ハ尽不レ申ニ付御當家之御間欠ケニハ相成不レ申候得共若後ヲ氣遣候人々ハ從

駕東行もをべし草野潛伏もをべし

處置

一 大原策必定成就之手段早々同志中三人程上京神速ニ事を決を盡し三人之心當之事各工夫をべし大氏をれハ亡命ハ好
處ず候無名之勇士尤も妙

一 大原着町宿ニても可也小田村・久保・暴徒八人其他同志之面々用達之た免入込むをし心當り之人物仙吉・傳之助・和
作・松助・小助・直八・徳民・佐世彦七・來嶋又兵衛・桂小五郎・前田孫右衛門・宍戸九郎兵衛・中村道太郎・兼重讓藏
着直様飛脚差立をし

一 大原居所ハ靱負殿謁見相濟之上ニて謀るべし

一 彈正殿・主殿殿・靱負殿相對急務するべし相對之上 京師へ飛脚

一 君公御相對之取計ヒ方評議御相對之上同斷

君側之面々へ得と趣吞込をべし

一 大原世子へ急ニ有志之兩三人附遣をべし^上

是ハ公儀へ召捕らる、覺悟ニてゆくべし

召捕られハ長門浪人と唱可レ然歟

一 京邸留守人物選ひ之事

一 京師手入レ之一條大原へ託を盡し

一 筑前・肥前・肥後・薩摩・久留米・柳川等へ達之事

是ハ一人物ヲ長崎へ遣來原同伴可レ然候

一 御末家岩國ハ大臣呼出可レ然候

一 藝・備・因・作等へ使者

一 四國へ使者

九州・四國・中國之三使者いつきもむさとの遣を盡ららず假令ハ肥後長岡監物なと柳川ハ立花壹岐なとへ便るをし

一久坂・半井・高杉・松洞・中谷・尾寺・飯正(飯田正伯)

一秋良・赤根父子・白井(護助)(忠助) 大賀・森田

一小國・荻野・大谷

一生田

(大原卿下向之事ニ付 訊問致候ハ、公武合体徳川扶助之爲也と有体ニ可ニ申立候
一幕府ノ嚴命有之 大原卿召捕候節ハ答)

(以下四行全部抹殺) 大原下向之事全ク不良ヲ謀ルハ非スコンシユル申立之條々神國之御汚きと相成候儀殊ニ徳川家不利之事ニ付朝廷ニ

も深被_レ為_レ惱_ニ睿慮_ニ候処其所詮も無_レ之條約調印等も有_レ之候事ニ付外様家よりも重る赤心申立可_レ然との事ニ

下向被_レ致候訳ニ御座候

若又幕府ノ理不尽ニ人数差越召捕候ハ、(無法ものニ付)一戰ニ及_フ共不_レ苦候

(京都帝大尊攘堂藏 校合濟慶)

步_ニ舊韻_一 (入江百筆) 安政六年四月頃

入江杉藏

為思_ニ高義_ニ尺書頻、 豈望_ニ世間心死人_一、 遂將_ニ九庸_一伍_ニ九庸_一、 胸中寸志頼_レ何振、 非遇丈夫立_ニ風下_一、

(この詩、句足らざるが如し)

曾てあん心計りよ (松陰百筆)

吉田松陰

曾てあん嘆ツ、見し檜木葉を一年頼む色を見せてよ

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

午未傳信錄序 安政六年五月

久坂玄瑞

癸丑甲寅以來、天下之事大變、而至_ニ丁巳冬_一、墨使入_レ府、戊午天勅汗發、海内盡震、其間八十八卿詣 _レ闕抗疏、

尾・水・越諸公蒙_ニ屏黜_一、及_ニ諸名士苟謀_ニ鞅掌_一者、盡受_ニ執縛_一、吾亦爲_ニ弋者所_レ及東翼將_レ東、嗚呼客歲以來、天下之變

極矣、而萬世実不_レ可_レ無_ニ史者_一、然非_ニ取_レ義忘_レ身不_レ顧_ニ禍福_一者、孰能傳_ニ其信_一也、吾嘗聞大納言中山卿、奉 _レ勅

東下、慷慨悲憤、実千古美談、(盛事)而今傳_ニ諸世_一者、不_レ過_ニ章乘稗史_一耳、知者不_レ言 (破損、不明)常深悲焉、吾友入江子

遠 (破損、不明)來事以垂_ニ不朽_一、余臨_レ去視_ニ其門目_一、極得_ニ要領_一、雖_レ不_レ及_ニ其成_一、預信_ニ其可_レ傳_一、因名_レ之曰_ニ午未

傳信錄_一、其可乎、子遠以_ニ布衣之身_一志立_ニ當世_一、事敗繫_レ獄、子遠而作_ニ爲此編_一、今日之事嚇_ニ々於萬世_一矣、吾因_ニ益悲_一

子遠不_レ出_ニ於中山卿時_一而埋_ニ中滅其事_一也、己未五月藤寅書

先生將_レ東前一夕、故舊親來告_レ別、繁雜甚極、因出_ニ其門目_一、使_ニ余代序_一、余不_レ知_レ文、恐_ニ失_ニ先生意_一且汚_ニ此篇_一

也、

日下誠識

(以下入江杉藏筆)

午未傳信錄(門目)

- 一第一〇 今上御聖明朝庭御人才荒増ノ事
- 一第二〇 丁巳十月虜使コンシール江戸登城條約一件迄ノ事
- 一第三〇 佐倉侯上京並在京中ノ事
- 一第四〇 三月廿日 勅諭公卿八十八人參内一件
- 一第五〇 佐倉侯歸府諸侯惣御登城ノ事
- 一第六〇 西丸風評ノ事
- 第七 此間へ神官奉幣使ノヲ入ル、事
- 一第八〇 墨魯神奈川來泊
- 一第九〇 六月廿一日調印並御届ノ事
- 後一第十一〇 將軍薨去 第十^(十二)紀侯御入城ノ事
- 前一第十〇 三家大老御召上セノ事
- 一第十二〇 三家御退隱ノ事
- 一第十三〇 水府へ再勅

- 一第十四^(五)〇 間部侯上京並滯留中ノ事
 - 一第十五^(六)〇 京師捕縛人之事
 - 一第十六^(七)〇 將軍宣下
 - 一第十七^(八)〇 間部歸府ノ事
 - 一第十八^(九)〇 江戸始末ノ事
 - 一第十九^(二十)〇 諸侯ノ風説並上書一卷
- 以上

江致具稿

(松陰筆) 門目極得ニ要領、余雖レ不レ目ニ其成、預信ニ其可レ傳也、 松陰

(以下本文略、第六卷七五二號書簡参照)

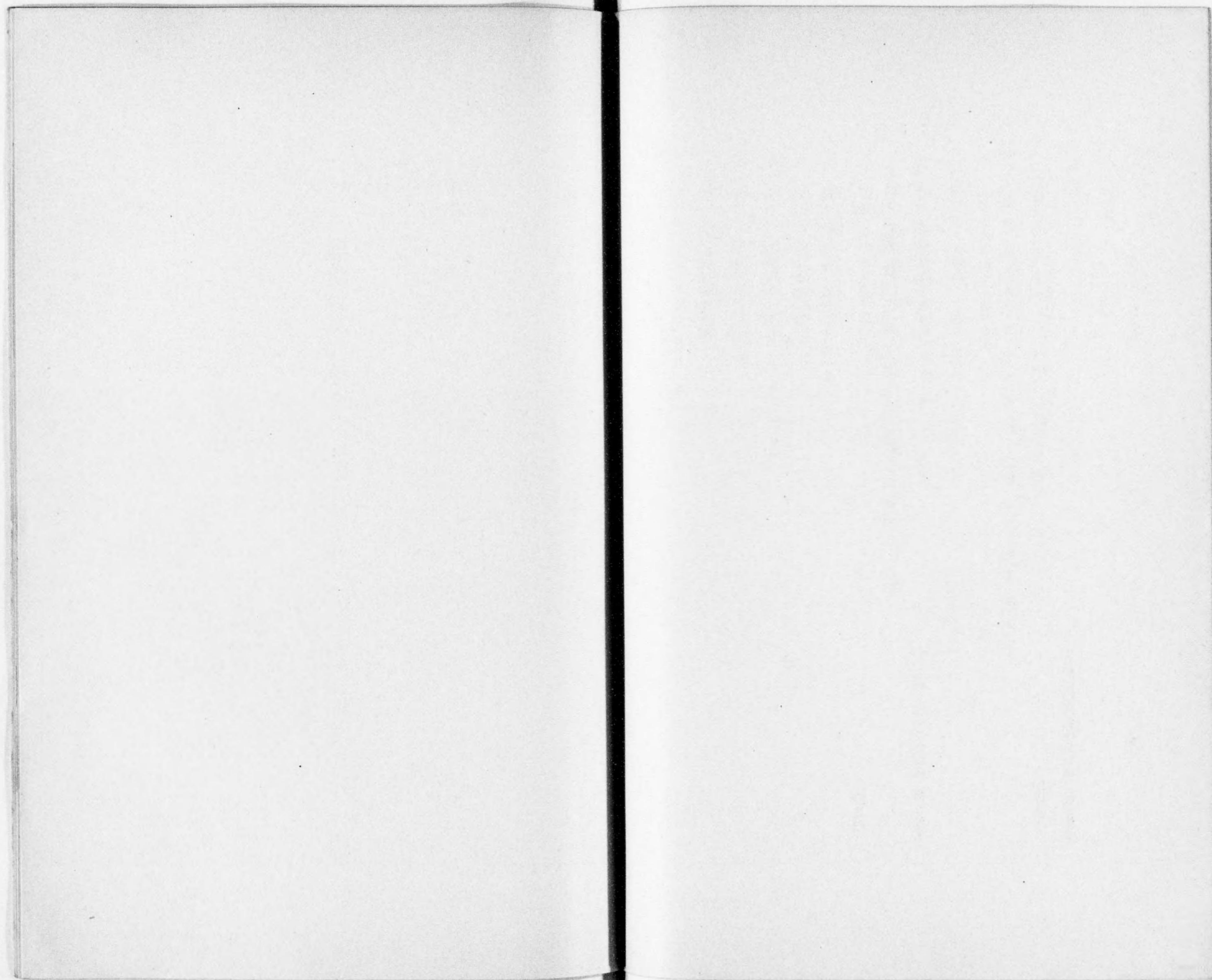
(山口縣立山口圖書館藏 校合濟慶)

○ 年代不明

乘^二人之車者、載^二人之憂、衣^二人之衣者、懷^二人之患、食^二人之食者、死^二人之事、
右韓淮陰之語、食祿之士、宜^下常貼^二座隅、晨夕觀省、以知^レ所^レ警也、

吉田虎謹書

(兵庫縣渡邊得次郎氏藏 校合濟慶)



關係公文書類

解題并凡例

一、本篇に收むる所は目次に掲げてある通り、嘉永二年以後文久二年に至る迄の、公用文書中、主として松陰一身上の進退に關するものであるが、これでその全部を含むものではない、尙ほこの外に、家系参考書・兵學傳授文書その他日記篇所載の各種扣等を参照せられたい、

一、右文書の所藏者は東京市毛利元昭氏・同吉田茂子氏・萩市松陰神社であつて、所藏名を特記してないものは毛利家の所藏にして本委員の校合したものである、吉田家のものは藩の令達書類と松陰自筆の寫並に扣が主である、毛利家のものは皆當時藩府記録掛りの扣へ又は寫しである、萩市松陰神社のものは家兄杉民治筆の寫しである、

一、毛利家の文書は各種の綴類、例へば「吉田寅次郎一件書類」「吉田寅次郎並重之助一件」「吟味書」「吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件」「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之江戸連出一件」「綴込」「御意口上」「諸士御仕置帳」等から、特に重要と認むるものゝみを摘録したものである、

尤も物によつては、同一の意味内容で二種以上あるものもある、それは彼此見合せて、最も信賴するに足るものを採用した、

一、各文書の表題(覺又は控さるもの、外)及その下の年月日は編者の附記したものである、又その表題中に使用した「江戸より萩へ」又は「萩より江戸へ」とあるは、「江戸の藩府より萩の藩府へ」又は「萩の藩府より江戸の藩府へ」の畧であつ

て、「江戸方」とあるは行相府のことである、
 一、目次は各事件毎に一括してあるが、その内で特に重要な書類は表記して索引に便にした、
 (委員 廣瀬豊)

目次

一、平戸遊學關係文書	嘉永二・三年	三五七
二、江戸遊學關係文書	嘉永四年	三六四
三、東北旅行關係文書	嘉永四・五年	三七一
亡命裁斷書	嘉永五年十二月九日(八日)	三七三
	嘉永五・六年	三七八
四、諸國遊學關係文書	安政元年	三八三
五、下田事件關係文書	安政元年九月十八日	三九五
幕府裁決書寫	安政二年	四〇九
六、出獄蟄居關係文書	安政五年	四二二
七、家學教授許可關係文書	安政五・六年	四二四
八、再入獄關係文書	安政六年	四三二
九、東送關係文書	幕府の東送命令書寫	四三一
	藩府の東送命令書	四三五
關係公文書類		三五五

藩府にて一應取調者を任命

安政六年六月廿七日

四八

幕府斷罪書

安政六年十月廿七日

四六

十、松陰處刑後連累關係文書

萬延元年・文久二年

四九

關係公文書類

一、平戸遊學關係文書

嘉永二・三年

覺(控) (嘉永二年九月)

私儀軍學爲_二稽古_一肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方_レ罷越修行仕度奉_レ存候間來春夏之間出足月_レ往來彼地滯留共十ヶ月之御暇被_二差免_一被_レ下候様御願申出度奉_レ存候然處留守中稽古之儀_ニ兼_ル見合頭取等被_二仰付置_一候事_ニ付門弟中無_レ懈怠_一出精仕せ候様申談置候間旁之趣宜敷御聞濟相成候様奉_レ願候以上

九月

吉田大次郎(花押)

(萩市松陰神社藏 校合濟[㊟])

覺 (嘉永二年九月十七日)

拙者儀幼少_ニる家督仕夫已來功者之門弟申合追々修行仕且々門弟取立仕候得共彼は無_レ覺束_一奉_レ存候_ニ付此度自力を以肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内_ト申者拙者同流之軍学鍛練仕候由承候付彼方_レ罷越稽古仕候_ハ、流儀修練之

便りにも可相成_レ奉_レ存候然處先達_ル御手當御内用掛_リ被_レ仰付_ニ候_ニ付右御用相濟候_ハ、早速罷越度奉_レ存候間來春夏之間出足月_ハ往來十ヶ月之御暇被_ニ差免_ニ被_レ下候様奉_レ願候_ニ留守中明倫館稽古之儀者兼_ル見合頭取等被_ニ仰付置_ニ候事_ニ付門弟中無_ニ懈怠_ニ出精仕_セ候様申談置候間被_ニ差免_ニ儀_ニ御座候_ハ、表方御願可_ニ申出_ニ候_ニ付往來尙滯留中諸雜費等御歎_ケ間敷儀申出間敷候間此段宜御沙汰可_レ被_レ下候以上

九月十七日

吉田大次郎(花押)

山中八郎兵衛殿

(別紙)表方願出候_ハ、被_レ遂_ニ御許容_ニ可_レ有_レ之候

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

覺(控) (嘉永三年六月八日)

私儀流儀之軍學為_ニ修練_ニ肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方罷越度奉_レ存候間御手當御用相濟_ミ候_ハ、來春夏之間_ハ御暇被_ニ差免_ニ被_レ下候様去酉ノ九月御願申出仕候處表方願出候_ハ、被_レ遂_ニ御許容_ニ可_レ有_レ之段御勿紙を以_レ被_ニ仰授_ニ候然處既_ニ右日限相迫_ニ候間近日_ニテモ御用相濟候事_ニ可_レ有_レ之哉表方願出彼地罷越候儀_ハ、可_レ仕哉御問申出候間何分之趣被_ニ仰授_ニ可_レ被_レ下候以上

六月八日

吉田大次郎

戌ノ六月八日根役所差出三宅忠左衛門_ハ相渡_ス

同月十日支配處_ニ覺書差出候様三宅忠左衛門_ハ相授候事

(萩市松陰神社藏 校合濟)

覺 (嘉永三年六月十一日)

拙者儀流儀之軍學為_ニ修練_ニ肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山方罷越度奉_レ存候間御手當御内用懸_リ御用相濟_ミ候_ハ、來春夏之間御暇被_ニ差免_ニ被_レ下候様去酉ノ九月御願申出仕候處表方願出候_ハ、被_レ遂_ニ御許容_ニ可_レ有_レ之段御勿紙を以_レ被_ニ仰授_ニ候然處既_ニ右日限相迫_ニ候間近日_ニテモ御用相濟候事_ニ可_レ有_レ之哉之段御手當方承合候處未_タ御用半途_ニて只今被_ニ差越_ニ候様不_ニ相成_ニもの御事_ニ付右延引仕當秋冬之間御暇_ハ被_ニ差免_ニ被_レ下候様奉_レ願候此段宜御沙汰可_レ被_レ下候以上

六月十一日

吉田大次郎

山中八郎兵衛殿

(別紙)表方願出候_ハ、被_レ遂_ニ御許容_ニ可_レ有_レ之事

(萩市松陰神社藏 校合濟)

(嘉永三年八月十八日)

御手前事軍學為_ニ稽古_ニ自力を以_レ肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方_ニ罷越修行仕度候間當秋冬之間出足月_ハ往來彼地滯留共十ヶ月之御暇被_ニ差免_ニ被_レ下候様御断之趣出願被_レ遂_ニ御許容_ニ候条可_レ被_レ得_ニ其意_ニ候以上

八月十八日

(外封) 吉田大次郎殿

内 與三右衛門

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

○ 覺 (嘉永三年八月十九日)

拙者儀軍学為三稽古ニ自力を以肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方罷越修行仕度當秋冬之間出足月々往來滯留共十ヶ月之御暇如願被差免ニ候付近日出足可罷越ニ奉存候然処長崎表御鉄炮方久松土岐太郎儀兼る兵學心得居候由相聞候付乍序往來之節立寄申談見度左候ハ、流儀増降之便ニ可相成ト奉存候間被聞召届ニ被下候様奉願候此段宜御沙汰可被下候以上

八月十九日

吉田大次郎(花押)

山中八郎兵衛殿

(別紙) 御開届相成候事

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

○ 覺(控) (嘉永三年八月)

拙者儀幼少ニる家督仕夫以來功者之門弟申合追々修行仕且々門弟取立仕候得共彼は無覺束ニ奉存候ニ付此度自力を

以肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内ト申者拙者同流之軍學鍛練仕候由承候ニ付彼方ハ罷越稽古仕度尤先達御手當御内用掛被ニ仰付候ニ付右御用相濟候ハ、早速罷越度段先達御願申出候処表方願出候ハ、被ニ遂ニ御許容ニ可有レ之段御別番相成難レ有仕合奉存候然処當節右御用未半途之儀ニ御座候得共御差繰相成候ハ、残ル掛り中ニ申合罷越段御手當掛ニ申出候處御聞濟相成候段授ケ相成候ニ付御暇之儀別紙を以申出候且又留守中明倫官稽古之儀兼る見合頭取等被ニ仰付置候事ニ付門弟中無懈怠ニ出精仕せ候様申談置候間被ニ差免ニ被下候様奉願候右ニ付往來滯留中諸雜費等御歎ケ間敷儀申出間敷候間此段宜被成ニ御沙汰可被下候以上

八月

吉田大次郎(花押)

山中八郎兵衛殿

(*段の字の上貼紙して度ニあり、*を以の字の上貼紙して御願ニあり、今一通見本にしたらしい他筆の疊書があるが、それには左の如き松陰の筆が加つてゐる)

(紙面右端の上方細書) 此分廣折手紙

(宛名の末尾) 右二通共八月十七日支配所罷出山中八郎兵衛に相渡ス

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

○ 過書及手形下附願(控) (嘉永三年八月廿三日)

申上候事

私儀軍学為三稽古ニ自力を以肥前平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方ハ罷越修行仕度當秋冬之間出足月々往來彼地滯留

共十ヶ月之御暇被_レ差免_一被_レ下候様最前御願申出被_レ遂_ニ御許容_ニ難_レ有仕合奉_レ存候依_レ之來ル廿四日上下貳人御當地出足仕度奉_レ存候間出津并過書赤間関渡海之御手形被_レ差出_一被_レ下候様奉_レ願候此段宜様被_レ成_ニ御沙汰_一可_レ被_レ下候奉_レ頼候以上

八月廿三日

吉田大次郎(花押)

内藤與三右衛門殿

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

御手前事肥前平戸罷越度當秋出足當日_ノ往來十ヶ月之御暇如_レ願被_レ差免_一候_ニ付御暇中 御城御番被_レ差除_一候条可_レ被_レ得_ニ貴意_一候已上

八月廿四日

内 與三右衛門

(外封)吉田大次郎殿

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

○ 覚 (嘉永三年十二月晦日)

拙者儀軍學為_ニ稽古_一自力を以肥前國平戸松浦壹岐守様御家來葉山佐内方_ニ罷越度當秋冬之間出足月_ノ往來彼地滞留共十ヶ月御暇之儀御願申出被_レ差免_一當八月彼地罷越候然_レ氣分不_ニ相勝_一御暇半途之儀_ニ御座候_一共無_レ據罷歸昨夜着

仕候間此段御沙汰可_レ被_レ下候以上

十二月晦日

吉田大次郎(花押)

山中八郎兵衛殿

(別紙)御閉届相成候事

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

二、江戸遊學關係文書 嘉永四年

○ (松蔭筆覽)

御手前事軍學為三稽古江戸被差登候条可被得其意候以上

正月廿八日

内 與三右衛門

吉田大次郎殿

○

(松蔭筆) 覺(控)

一御扶持方壹人分無歩引

一雜用銀月別銀拾七匁宛同

一稽古料銀貳百匁

外ニ金貳兩無部引

以上

本書之外道中片道金壹兩宛被^(元字)立下一候事

右今度御詮儀之趣有^(元字)之文学弓馬劍鎗^(元字)之師家ニ限り自力を以他所稽古被^(元字)差免^(元字)此往稽古料被^(元字)立下一候面々^(元字)前書之辻を以仕出被^(元字)仰付^(元字)候事

○ 覺 (嘉永四年二月)

拙者儀此度軍學為三稽古江戸被差登候付中谷忠兵衛^(元字)同道相頼來月五日出足仕候間此段御沙汰可被^(元字)下候以上

二月

吉田大次郎

山中八郎兵衛殿

○

御手前事軍學為三稽古江戸被差登候付當御在國中 御城御番被^(元字)差除^(元字)候条可被^(元字)得其意^(元字)候已上

二月十五日

(外封) 吉田大次郎殿

内 與三右衛門

○ 覺(控) (嘉永四年二月晦日)

一御添狀之事

右拙者儀此度軍學為三稽古江戸被差登候付來月五日致^(元字)出足^(元字)候間前書之通御沙汰可被^(元字)下候以上

二月晦日

山中八郎兵衛殿

今日御酒頂戴被_レ仰付_レ候御様子ニ付御本陣_レ只今御出勤可_レ被_レ成候以上

三月廿七日

尙々委細之儀ニ付御出勤之上可_レ得_レ御意_レ候以上

(外封)吉田大次郎様

(同裏)

西 録藏
中村喜作
大かし間や増吉

吉田大次郎(花押)

覚 (嘉永四年四月)

私儀此度軍學為_レ稽古_レ被_レ差登_レ候處當節門弟数人御屋敷居合候事ニ付流儀會業等相催度奉_レ存候間文学講釈_レ不_レ相支_レ様有備館罷出稽古仕候_レ如何可_レ有_レ之哉此段御問申出候付何分之趣被_レ仰授_レ可_レ被_レ下候以上

四月

伊藤半兵衛殿

吉田大次郎

(別紙)本書於_レ有備館_レ稽古_レ之儀不_レ苦候事

二月晦日

山中八郎兵衛殿

今日御酒頂戴被_レ仰付_レ候御様子ニ付御本陣_レ只今御出勤可_レ被_レ成候以上

三月廿七日

尙々委細之儀ニ付御出勤之上可_レ得_レ御意_レ候以上

(外封)吉田大次郎様

(同裏)

西 録藏
中村喜作
大かし間や増吉

吉田大次郎(花押)

吉田大次郎

右軍学為_レ稽古_レ被_レ差登_レ候付當 御在府中明暮其外廉有節 御目見御帳且御客等之節御式臺為_レ見習_レ被_レ出候儀被_レ成_レ御免_レ候事

全 人

右當 御在府中御屋敷風呂入湯被_レ差免_レ候事

右之通御沙汰被_レ成候間御承知可_レ被_レ成候以上

四月九日

(外封)吉田大次郎様

坂 章藏

吉田大次郎

右軍学稽古として節々御門外罷出候付稽古切手被_レ差免_レ候事
右之通御沙汰相成候間御承知可_レ被_レ成候以上

四月十七日

(外封)吉田大次郎様

伊藤半兵衛

○ 安積良齋へ入門の儀藩府へ出願 (嘉永四年四月晦日)

覚

拙者儀此度軍学為_二稽古_一被_二差登_一候處安積祐助殿方折々罷越文学をも兼学仕度存候間被_二差免_一被_レ下候様奉_レ願候此段
宜様御沙汰可_レ被_レ下候以上

四月晦日

吉田大次郎(花押)

伊藤半兵衛殿

(別紙)申出之通被_二仰付_一候事

○ 山鹿素水へ入門の儀藩府へ出願 (嘉永四年六月朔日)

覚

拙者儀軍學稽古と_レ被_二差登_一候處山鹿素水軍學功者之儀ニ付彼方々罷越稽古仕度奉_レ存候間被_二差免_一被_レ下候様奉_レ願
候此段宜御沙汰可_レ被_レ下候以上

六月朔日

吉田大次郎(花押)

伊藤半兵衛殿

(別紙)申出之通被_二差免_一候事

○ 浦賀地方旅行願許可書 (嘉永四年六月三日)

吉田大次郎

右此度軍学為_二稽古_一被_二差登_一候然處浦賀表之儀と夷船渡來要衝之地候儀兼る承り及候付彼地之形勢等一見仕置候ハ、
右稽古之一助にも相成可_レ申候付出足當日より往來十五日之御暇被_二差免_一被_レ下候様御断之趣如_レ願被_レ遂_二御許容_一候事
右之通御沙汰相成候間御承知可_レ被_レ成候以上

六月三日

伊藤半兵衛

(外封)吉田大次郎様

○ 別紙御別紙相成被_二差下_一候付為_レ持申候御請取御承知可_レ被_レ成候以上

六月三日

伊藤半兵衛

(外封)吉田大次郎様

覚 (嘉永四年六月六日)